

第一百二回 参議院運輸委員会議録第十一号

昭和六十年五月二十八日(火曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

安田 隆明君
小柳 勇君

補欠選任
出口 廣光君
柏谷 照美君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鶴岡 洋君

事務局側

常任委員会専門
員

多田 稔君

説明員

法務省刑事局刑
事課長

東條伸一郎君

運輸省航空事故
調査委員会委員
長

八田 桂三君

外務省国際連合
局社会協力課長
運輸省航空局飛
行場部長

馬淵 眠夫君
松村 義弘君

運輸省航空事故
調査委員会事務
局長

星 忠行君

参考人

新東京国際空港
公団副総裁

仁杉 巍君

松本 操君

國務大臣
運輸大臣
政府委員

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障
害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
案内閣提出、衆議院送付)

伊藤 郁男君
小笠原貞子君
山田耕三郎君
目黒今朝次郎君
吉村 真事君
柏谷 照美君
森田 重郎君
藤田 茂君
高平 公友君
出口 廣光君
矢原 秀男君
江島 淳君
梶原 清君
瀬谷 英行君
藤田 榮君
森田 重郎君
吉村 真事君
柏谷 照美君
目黒今朝次郎君
伊藤 郁男君
小笠原貞子君
山田耕三郎君

日本国有鉄道再
建監理委員会事
務局次長
運輸大臣
有鉄道再
建監理委員会事
務局次長
運輸大臣
國務大臣
棚橋 泰君

丹空港の現地視察を行った際に、騒音防止の住宅
の改造対応ですね、これについては大変現地で苦
労していらっしゃるという話を聞いたことがあります
です、車の中で。今回の法案に伴って、調査室
からもらった資料によりまして大阪、福岡のこと
を見てみると、この資料作成の段階では、大阪
は八八・三%、それから福岡は七六・六%、そ
ういう資料をもつておわけであります、完成
見込みといたところには、六十年度完成、この法
案の説明の中にも六十年度完成と、こういう恰好

になつておるのであります、これは航空局側が
設定したものに対する八八・三%で六十年度完
成なのか、現地住民の要望との関係はどんなか
わり合いになつてゐるのか。すばり言えば、住民
の要望も一〇〇%含めて大阪、福岡の関係につ
いては六十年度完成、そういう計画なのかどうか。
この辺について一番大きな問題は航空騒音であ
りますから、この住宅問題についてどういう考え
か、現況とこの法案とのかわり合いを含めてお
聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(西村康雄君) 今回この法案の御審議
をお願いしておりますが、大阪と福岡の空港周辺
整備機構の仕事は、今先生お話をございました、
民家防音工事が六十年度で一応概成する、これか
ら新しい段階 特に緑地化等を中心とする周辺対
策に重点を移行していくという時期に差しかか
つて、それで現在ぜひ工事をしてもらいたいとい
うわけでございます。

それで、民家防音工事の実施の見込みでござい
ますが、これは周辺の住宅の希望を全部聞きまし
て、それで現在ぜひ工事をしてもらいたいとい
うところにつきましては六十年度ではほぼ完全に終わ
るということを見越しております。あと残ります
のは、各個人のいろいろな御都合ということですが
ございまして、今は民家防音工事についてはやらな
い、先に延ばしてほしいというお宅だけが残つて
いるわけで、そういう点で、民家防音工事はこの
段階でこちら側からの積極的な働きかけによるも
のは、応終わるということになつております。法
律改正後の新しい機構がもしできましたら、その
機構は今後は新しい段階の仕事に鋭意努力してい
くことになるかと思います。

○目黒今朝次郎君 現地の防音装置をしてもらつ
た皆さんに聞きますと、例えば夏場防音装置をし
てもらう、それはそれなりにありがたいことなん
だけれども、しかし、びしゃつと密閉してしま

といやが応でも冷房装置がなければ、扇風機その他の関係で冷房装置がなければもうむんむんとして入っていられないということで、冷房装置なり、あるいはそれに伴う電気の使用料などなどの附帯経費があるわけあります。が、その附帯経費については現在の防音装置の範囲には入ってない。それは各人の好み好みであるからそこまで手が伸びないということをよく言われるんですが、しかし、冬場は一步下がつて我慢するとしても、夏場密閉した中で、飛行機がぶるんぶるん来るから我慢せいというのはちょっと人権侵害感じやないか。

これは国鉄の新幹線の場合も言えることありますが、伊丹空港、あれだけ飛んでくるんですからね、兵庫県側は特に。最小限度の人間として夏場を越すための冷房装置、扇風機がいいかどうかは別にして、そのぐらいはやっぱり最低基準として考えるのが当然じゃないか、こう思うんですが、いかがでしょうか。どうしてもだめですか。

○政府委員(西村康雄君) 今お話しのようことで、空調機、クーラーはどちらから補助をしてつけていくということで、これは徹底しているわけですが、いかがでしょうか。問題は維持費、電気代でござります。電気代についても空港設置者側が負担できることとそれはそれで非常に望ましいのかもしれないが、現在一般的な水準から申しますと、まあ夏になればどの御家庭でも使うというのはかなり普及及しておられます。そういうたども一つ考えながら、そしてまた、正直なところ財源的にも環境対策には非常に困としては使つております。大体、空港整備特別会計の約半分ぐらいい額が環境対策に使われているわけで、そういう点から、維持費の負担を実際に皆様にひとつお願いしたい、こういうこととしているわけでございます。

○目黒今朝次郎君 それから、私も決算やつてて気がつかなかつたんですが、航空労組連絡会、全日空、東亜から何から全部集めた、これで騒音関係を見ているうちに気がついて、私も不勉強なんですが、空港整備特別会計から国債整理基金特別会計というところに五十九年度は二百六億拠出している。これは大藏とか決算で問題になつたんですけど、今政府委員の方は、金が厳しい、財政が大変だ、だから云々ということがあつたんですねが、まだ予算化できないということでお算してあります。確かに五十八年度を見ても、オールの関係のやつが九百十八億で、民家のためには六百二十四億と

○目黒今朝次郎君 それからもう一つは、この予算書を見ても、例えば防音装置をしてもらつた、クーラーは、電気代の問題はあるとしてもつけてもらつた。しかしこれらは、減価償却と言つてはあります。が、耐久年を何年に見て、十年見るのか十五年見るのか知りませんが、これは一回つけてやつたから後はおまえさんやれ、こうでは私はやっぱり政策としてはます。したがつて、何年ぐらいもつという前提で更新を考えているのか。それは空港整備特別会計を見るにそりやなくて必要なときにやる、そういう予算の仕組み、それをどう考へておるんでしょうか。

○政府委員(西村康雄君) クーラーの耐用年数は八年というようなことに一応なっておりますが、実際はクーラーの取りつけを始めてから十年たつております。今日まで。ところが、クーラーは意外と使えるんで、これは一つ一つの機械によつてはかなり差がございまし、二十年も使つてゐるという機械もあるようなことで、実際にはクーラーの更新の問題というのは、いずれはそういう時期にくると思ひますが、必要に応じてこれから実態を調査しながら、実際に劣化したところで取りかえるというような方策をこれから検討していきたいというように考へておる次第でござります。

○目黒今朝次郎君 素人ならそれでごまかせるけれども、我々決算屋にはそんなこと通りませんよ、あなた。借金返しのやりくりで国債整理基金を使つておるなんて、そんなことはうそですよ。深きよは時間があつませんからそれ以上責めませんが、その答弁はちょっと私は決算の理事としていただけませんよ。そんなことと言つたら大蔵大臣一回だけ押しをするから、運輸大臣に。今のやつはきよは聞いて、余り深追いをしません。深追いをしませんが、もう少し会計のやりくりについて検討して今後の大蔵答弁の際に明確にしてもらいたいということで、ここは深追いをしません。時間もないですから。要望だけしておきます。

法案関係は以上にしますが、きよは緊急の課題が二つありますから、国鉄総裁も忙しいと

相当金を使つておることはわかるんですが、国債整理基金特別会計に繰り入れるとということはその会計が相当余裕がある。余裕があるというのに限って大蔵省がたばことか専売とかから金を取つたという経過は私わかつてゐるんですけど、空港会計はそれだけ余裕がある、裏を返せばもう会計からこの基金会計に入れるということは結局何年ぐらいもつという前提で更新を考えているのか。それは空港整備特別会計を見るにそりやなくて必要なときにやる、そういう予算の仕組み、それをどう考へておるんでしょうか。

○政府委員(西村康雄君) クーラーの耐用年数は八年といふように一応なっておりますが、実際はクーラーの取りつけを始めてから十年たつております。そういう意味で実は借入金を七年からいたしております。借入金は年度の短期でまいります。そういう意味で実は借入金を七年からいたしておる。借り入れなものですから、翌年度借入金を返済する、その返済の納付先が国債整理基金でござります。ということと、余裕があるので納付するといふことじやなくして、実は借金のやりくりでそのお金返しをするという形で納付しているものでござります。

○目黒今朝次郎君 素人ならそれでごまかせるけれども、我々決算屋にはそんなこと通りませんよ、あなた。借金返しのやりくりで国債整理基金を使つておるなんて、そんなことはうそですよ。深きよは時間があつませんからそれ以上責めませんが、その答弁はちょっと私は決算の理事としていただけませんよ。そんなことと言つたら大蔵大臣一回だけ押しをするから、運輸大臣に。今のやつはきよは聞いて、余り深追いをしません。深追いをしませんが、もう少し会計のやりくりについて検討して今後の大蔵答弁の際に明確にしてもらいたいということで、ここは深追いをしません。時間がないですから。要望だけしておきます。

ころを来ておりますから、最初に国鉄問題で一つの仁杉総裁の首をも含めて発言なさつて、補助金の特別委員会で我が党の赤堀委員から質問され、二転三転、何になつたかさつぱりわからないその後、委員会の事務局次長の林さんから丁重にその話の真意について御報告がありました。その努力は私は多といたしますが、この龜井委員長の発言の真意が私はどうもわからぬ。四月の十六日、龜井委員長の御出席を願つてここで一問一答やつた。ここに議事録がありますが、その際に龜井委員長は、総裁の辞任劇の問題とか、あるいは土地を売つ払つて、その土地を売つた関係でそれに利害関係のある人を新しい分割会社の社長にするとか専務にするとか、いろんなうわさがある。あるいは住田委員がこう言つたとか、だれそれが何かと、いろいろあるけれども、こういう問題等については極めて私は不愉快だ。

したがつて、龜井委員会といふのは、一体どういう国鉄の総裁の人事問題とか副総裁問題とか、あるいは各管理局長とか、そういう国鉄の人事問題なり、新しく考へていられる会社の役員問題についてそこまで一体権限があるのかどうか、あるいは水面下でやりくりするのか、こうすることを厳しく私は例を挙げてやりました。ここに議事録あります、七ページにあります。この際に龜井委員長は、龜井委員会といふのは、新しい企業経営体の問題などについて効率的な経営形態、債務処理、余剰人員、それからくる具体的なプロジェクト、ここまでが龜井委員会の仕事であつて、いわゆる総裁の人事問題であるとか新しい会社の問題であるとか、そういう問題については私は話をすりきり議事録で私に答弁している。それで最後に、個人的な見解として、國民が厳しい目で見てゐるのであるから、國民の期待に沿うような形で

やることを、個人としては公正明朗にやることを期待しています。これは当然だと思うんです。

しかし、この前の新聞発表は、この亀井委員会の亀井委員長が目黒質問に対しても答えた点からいふと、やはり越権行為であるし、あるいはそのマスコミとの考え方について、それについて何らの説明もしない。中曾根總理に紙っこ一枚やって、紙っこ一枚見て中曾根はあの程度ならよかんべといつて特別委員会で答弁したとか答弁しないとか、こう言っているんです。

ます大臣にお伺いいたしますが、この件が別途
長が黒宮間に答えた監理委員会の権能、権限、
限界ということについては、人事問題には一切関
与できないという点だと思うんですが、諮問した
國務大臣として、この委員会の権限と限界といふ
ことについてどういうふうにお考えなんですか。

は前段の答弁との裏腹で明確に私はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣（山下徳夫君）　先生のおおしゃるとおり、日本の日刊紙等の記者がそんなに勝手な、おつちよこちよいなんて私毛頭思つておりません。ただ、私も大臣になった当初を顧みて反省すべき点が多くあつたのでございますが、私どもが申し上げることと、記者の皆さん方が受け取られることに若干やつぱり、ああなるほどね、こういう受け取り方をされるのかなということを私も過去に3つほど本音でこしまる。特にこの問題で

おきて何とか駆けこむ。特許この問題に
おきましては、亀井委員長が新聞報道は真意を伝
えていないということをおつしやつてはいるという
ことは、やっぱり私今申し上げましたようなこと
ではないかと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいま先生が朗読なさいました当参議院の運輸委員会における参考人によるこの事件を聞きまつた御名前は、そつこさうござら

としての角井委員長の御発言は、そのとおりであります。権限はございません。

てマスコミに軽々しく言つてしまつたのか、あるいはマスコミが勝手にこういうふうに書いたのか。日本の六大新聞とかN H K含めて、テレビ含めて、島田委員長は言つてこない由である。

そういうこともありましたよねと、こんな意味でおっしゃつたというふうに私の方にはちゃんと回

答も来ておりますから、それを申し上げたわけです。
○目黒今朝次郎君 あなたも、日航の人事問題じ
やないけれども、日航の人事問題で、四月十一日
の四項目提案で日航の人事問題に言明しています
が、あなたが亀井委員長をかばう気持ちはわかり
ますよ、閣僚の一人として。しかし、権限を超え
た発言なり、権限を超えたことをマスコミを通じ
て国民に印象を与えるにかかるうえで、その基

て国民は日本を負としない方が少し楽だ、軽率のそしりを免れない。したがって、やっぱり国務大臣としてその点は、あなたが言うとおぼり一月十日の問題云々言っていますが、そういうことならそういうことらしくマスコミに載るようになります。誤解を受けないようにきちんとやってほしい

い。そうしないと運輸行政を預かる大臣としては大変だということぐらいのきちつとした私ははじめだけは大臣としてつけておくべきだ。総理大臣も以て同様だ。

あなたに国鉄の全体を——運輸大臣もそつちのけ、国鉄総裁もそつちのけ、我々社会党の運輸委員も、公明、共産は知りませんが、社会党の百回

名持つてゐる国会議員もそつちのけ、これを全部そつちのけで、何もかも亀井委員会といふ一握りの皆さんに何でも右往左往されている、そんな印象を国民に与へるのでよまつてゐるやない。

身を目の前に見えたのでねたまつたのじつかいだから、正すべきは正してもらいたいと思うんです
が、大臣として。そうしないと、運輸大臣、行政の長として、我々ここで運輸委員会で幾ら議論

しても幾ら血みどろになつて調査しても、何もあり
なたのところから皆ペーじゃ困るので、やつぱり
亀井委員会に運輸政策として言える問題、権限と
して言わる用意はあらへんなのですから、

でいいですよ、そういうけじめだけはきっちつとつけておいてもらわないと、全部それはローカル紙

に載つてゐるのですから。私だって全国区ですか
ら全部歩く、どこに行つても同じ、この新聞は。
そういう点で、やっぱりはじめはきちっとつけ
てもらつて、そういう点では運輸委員会でも議論
があつたから今後十分に注意するよう」というぐ
らいの、やっぱり私は亀井委員長に運輸大臣とし
て言うべきは言う、こんなような私は姿勢を持つ
てもらいたいと思うんですが、いかがですか。

補助金一括特別委員会におきましても私は再度の答弁で申し上げましたとおり、心情としてはわからぬわけではないけれども、しかし、法を超えたようなそういう越権行為は断じて許すことはできないということは、はつきりそのときも申し上

○目黒今朝次郎君　じゃ、委員会における正規の
大臣の発言として確認します。
それからもう一つ、私は時間があらば地方を回
げております。

一月十日の問題に対する龜井委員会の大
臣談話もさることでありますたが、この龜井委員
長の総裁罷免ということの問題は、地方の第一線の

管理局長、それから新幹線を運転している第一線の若い運転士、それからもう一つは、歯を食いしばりながら、うちの組合などは北海道からいいます。へ行つて自動車の組み立てをやっていますよ。

（略）

しても、我が方は我が方でとにかく銃刀を残す何とか協力するというのを旨やっていますよ。そういう派遣をして、歯を食いしばって頑張っている国連議員、その心遣から見ると、やっぱり

• 10 •

転士も管理局長も同じですよ。この与える心情的な影響というのは、はかり知れません、きょう国労大会やっていますが、そんな総裁の人事権にまで介入してくるんなら総裁を先頭に一丁やろうか、そういう気持ちになるのもこれは人間の気持ちとして当然ですよ。だから、そういう現場の第一線の管理局長とか、あるいは第一線の職員に無用な摩擦、無用な不安感、無用な抵抗感を与えることだけは今日の非常に大事な情勢においては愚の骨頂だ、私はそう思っています。

それで総裁にお伺いしますが、総裁もいろいろ

苦しいでしょ、苦しいですけれども、やっぱり一月十日の問題は、いい悪いにしろ、亀井委員長から國鉄側として検討しなさいという要請を受けた、あなたが中心になつて常務理事あるいは全国の管理局長も集めて、それは賛成も反対もあつたでしょう。私は、週刊誌でありますから、週刊誌に一旦だれだれ理事は反対、だれだれ理事は賛成とか、どこの管理局長はどうだとか、裏も表も知っていますが、そんなことをこの大事な段階にマスコミやルポライターに言う段階ではない。あなたの責任でとにかく全管理局長を含めてまとめたんですから、理論的に実践的にも。それはそれで確信を持って亀井委員会に議論なら議論してもらう、大いに議論してもらおう。今の教育臨調みたいに、亀井委員会も案がある、國鉄はこういう案がある、一体どちらがいいですかということとで公聽会をやるなり、あるいはマスコミの皆さんを集め、マスコミの皆さんはどう思っているのでしょうかということなどについて大きく国民に問題を投げかけていく、そういう意味からも、やはり國鉄は國鉄としての自分のまとめた案に自信と確信を持つて世間に訴えるべきだ、組合にも説明をすべきである、職員にも提示をすべきである、そういうふうに私は思っています。

最終的に、真ん中にいらっしゃる運輸大臣が、亀井委員会の答申、國鉄側の意向、いろいろ聞いておられる、なお我々國鉄としての意見もつけたけれども、やっぱり行政側の運輸大臣としてはこういうものしかなかろうという場合には、議論

を通じての結果でありますから、それはそれなりにルールに従つて議論しましよう。でも今日の段階で総裁はそんなにびくびくする必要はない、やら。そういうことにおいて軽々しくあなたの首を飛ばすなんてそんな世論にならないよう、総裁は総裁として職員と家族とOBに対してやつぱりきちと私は自信を持つべきだ、こう思っていますが、この問題に関して総裁の見解をひとつ自信を持つて答えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(仁杉慶蔵君) 今先生からいろいろ御指摘がございましたが、私どもいたしましては、今

先生の御指摘のように、一月十日に、監理委員会あるいは国会あるいは各方面から実務者としての意見を言うべきであるということで、國鉄の再建に関する基本方策というものを監理委員会に申し上げたわけあります。しかし、これに関しましていろいろな考え方があるということは私もよく承知をいたしておりますし、総裁談話におきましてもこれに對して御指摘、御批判等については謙虚に耳を傾けるということを申しておるわけでございますし、また、監理委員会の御審議に対しましても我々は協力するし、政府が案を決めた場合にはこれに従いますということをはつきり申し上げているわけでございます。その後監理委員会等からもいろいろ御設問等がござりますので、私ども誠意を持つて答えておるつもりでございます。

それで林事務局次長にお伺いしますが、これは大臣にも聞いておいてもらいたいんですが、いわゆる教育臨調、きょうも公聽会やっていますね。教育臨調が、例えば教育の自由化の問題について

は文部省の初中局長とか高等教育局長とか、そういう皆さんも自由化の問題について教育臨調の考え方方はおかしいとか、直すべきだとか、反対であるとかいうことは、行政の方である文部省の関係局長は大感張りで言つておるわけですね。それから一般国民から意見を募集して教育臨調は公聽会をやっている。テレビにはちょいちょい出でるんでしようか。これをちょっと聞かしてもらいたいなと思うんです。

○政府委員(林淳司君) 今お尋ねの件でございまが、やはり組織の違うところのやりとりでございまますので、多少時間がかかるというような問題もあるかと思いますが、今御質問になつておる事項に関しましてはそれなりに努力を重ね、お答えをしておるつもりでございます。

そういう意味におきまして、例えは自動車の問題等につきましてはいろいろ御示唆がございま

すが、一つは、公開すべきかどうかということでござりますけれども、教育臨調も審議そのものを公開するということはしないと思うんです。この問題については、教育臨調を対象にした場合、委員長以下先生方はどういうお話をされるのか。そのくらい大事な問題ですよ。それをむしろ国民にオープンにやつていろいろ聞いて、聞いた上で審議をする際は非公開でいいです。そういうふうにもう少し大衆化、国民化すべきじゃないか、亀井委員会の運営について。事務局次長、この問題については、教育臨調を対象にした場合、委員長以下先生方はどういうお話をされるのか。それをちょっと聞かしてもらいたいなと思うんです。

○政府委員(林淳司君) 今お尋ねの件でございますが、一つは、公開すべきかどうかということでござりますけれども、教育臨調も審議そのものを公開するということはしないと思うんです。この点は私ども監理委員会と運営は同じだと思いますが、どういう審議が行われておるかといふことについての概要と申しますか、審議の進み方といふものについてこれをどういう形でお知らせするかということになるかと思うんですが、教育臨調の方と私どもの方は若干やり方が違うわけでございまして、教育臨調の方はそれを概要をまとめて発表するという形をとつておるわけであ

ります。私どもは大体原則として週二回会議をやつておりますけれども、毎回会議を終わってから、担当の記者クラブの方々にその日の会議の概要についてブリーフィングという形でお話をしても、私どもといいたしましても、もう既に一年の六月発足以来、審議を重ねるとともに各方面からの御意見は相当承っております。国鉄当局はもちろんでございますが、関係省庁、それから国鉄の関係の労働組合、それから私鉄の経営者、あるいは学者あるいは実務家、いろいろな方々から御意見を伺うということは非常に多くの回数を重ねてやつておるわけでございます。これからも最終答申をまとめるまでの間にさらに各方面的御意見を承っていく必要があるというふうに考えておるわけでございますが、さらに、御意見を直接伺うだけではなくて非公式にもいろいろな方々からお話を聞いておりますし、それからまた各政党からいろいろな御意見あるいは再建案についての提案がござりますので、そういうものは逐一入手いたしまして克明に委員会の中で検討しておるというふうなことで、いろいろな意味で各方面的御意見をできるだけ聞きながら進めていきたいという姿勢は持つておるつもりでございます。

○日黒今朝次郎君 加藤寛先生じゃありませんが、民営化、今の国鉄のいろいろなやり方について民間の手法を取り入れるということについて

それからもう一つは、国民の意見を吸い上げるといいますか、聞くということでござりますけれども、私どもといいたしましても、もう既に一年の六月発足以来、審議を重ねるとともに各方面からの御意見は相当承っております。国鉄当局はもちろんでございますが、関係省庁、それから国鉄の関係の労働組合、それから私鉄の経営者、あるいは学者あるいは実務家、いろいろな方々から御意見を伺うということは非常に多くの回数を重ねてやつておるわけでございます。これからも最終答申をまとめるまでの間にさらに各方面的御意見を承していく必要があるというふうに考えておるわけでございますが、さらに、御意見を直接伺うだけではなくて非公式にもいろいろな方々からお話を聞いておりますし、それからまた各政党からいろいろな御意見あるいは再建案についての提案がござりますので、そういうものは逐一入手いたしまして克明に委員会の中で検討しておるというふうなことで、いろいろな意味で各方面的御意見をできるだけ聞きながら進めていきたいという姿勢は持つておるつもりでございます。

○日黒今朝次郎君 加藤寛先生じゃありませんが、民営化、今の国鉄のいろいろなやり方について民間の手法を取り入れるということについて

は、これは国鉄の方だつて社会党だつて組合側だ

り切ろうと。ローカル線について、いや運転士は運転士だとか、車掌は車掌だと、そんなことを言つていられない、いわゆる中小私鉄のような格好

のやつはもう取り入れていこうと、そういうことについて余り国民的な対立がないんですよ。

ところが分割という問題になると、亀井委員会がちつとも全部を言わないのですから、言つて

いるのは北海道、四国、九州分割だ。それは北海

道反対、四国反対、九州反対、自民党的議員まで

ひつくるめて大挙亀井委員会に押しかけよう、こ

ういうことで、今月末か来月になればあんたの

ところへ毎日毎日行くでしょう。きょうは北海道

部隊、きょうは四国部隊、委員長のところの住友

電気まで行って、おい亀井委員長どうするんだ、

こういうことになるんです。

しかし一番悪いのは、分割分割と言つておつて、どういう考え方で分割するのかというぐら

いは、教育臨調の自由化の問題じゃありませんが、

亀井委員会はこういう考え方で分割したい、例えば

東京なら東京はやっぱり一つの団にしたいとか、

あるいは東京をばらばらにして東北・上越新幹線

と中央線とセットにして、山手、国電のもうかり

は東北のローカルの赤字に内部利用させる、そ

う方向でワンセットをつくるとか、従業員は

五、六万か八万程度につくろうとか、東西に分け

ようとか、あるいは真ん中を分けようとか、何か

の分割的具体案を出して、教育臨調の自由化と同

じように、それで国民の皆さん、関東は関東らし

く、ローカルはローカルらしく、こういう考え方で

どうでしようかということで、国民はひとつ世論

なり各議会で検討してみてほしいと。きょうはも

う五月の二十八日ですから、そのぐらいはやっぱ

り出して、国民に議論の資料を提供するというぐ

らいにやらないと、選挙区の定数は正じやあります

か、あるいは地下鉄が始まれば地下鉄に派遣する

とか、例えばうちの方の仙台で今地下鉄工事をや

ろうなど。裏から言つて、やはり職員の新しい職

域を確保する。例えば関西新空港に派遣すると

ば定員法、かつての定員法というようなことは考えていない。定員法というのは、御存じのとおり、一ヶ月の退職予告手当をもつて我々の仲間が全部はうり出されたんだから。いわゆる定員法というようなことは考えていない。あるいはアメリカ連邦政府が、航空管制官が全米でストライキをやつた際に、大統領が航空管制官は全員解雇、それで必要人員だけ採用する、これも一風変わった大量解雇方式ですが、こういうアメリカ連邦政府がやつた航空管制官の全員解雇、必要人員だけ採用といつたこういう方途、それから定員法で予告手当一ヶ月分で路頭に皆追放した、こういう少なくとも路頭に迷う、生活権を奪う、こういう意味の法律は最低限考えていない、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(林淳司君) 少なくとも私どもの委員長が国会でしばしば申し上げております特別立法というものは、かつての昭和二十四年のあいつ形の定員法というふうなものを念頭に置いて発言しているわけではありません。

○自黒今朝次郎君 だから、健康保険もない、それから健康保険を考える云々ということはこの二番目の炭鉱離職者方式ですよ。炭鉱は掛けていましたがね。いわゆる保険を発動する、あるいは転換休業の間は生活を保障する、転換休業をすれば、新しい職場を国の責任であつせんをし就職を促進する、それから後追い調査もしてやるというのが炭鉱離職者法ですよ。だから、保険を考えるということは生首を切らない、あと国鉄の労働者が経験したのは定員法ですから、定員法というようなことはやらないということに考えなら考えをきようはきちっと意思統一してもらいたいと思うんですよ。そして、炭鉱離職者法の方的にいくのか、あるいは国鉄職員のまま政府関係機関とか民間の会社とかに出向させる、今の三本柱、出向させることを法的に保障する、あるいは民間も含めて政府全体が協力体制で十万人近くの人間のことを考えていく、そういうことは二番と三番のこれは組み合わせだ。

だから、この段階でやっぱり定員法というようなことは考えていない、こうのことについてひとつ、これはもう事務局次長に幾ら言ってもしかりか連邦政府が、航空管制官が全米でストライキをやつた際に、大統領が航空管制官は全員解雇、それで必要人員だけ採用する、これも一風変わった大量解雇方式ですが、こういうアメリカ連邦政府がやつた航空管制官の全員解雇、必要人員だけ採用といつたこういう方途、それから定員法で予告手当一ヶ月分で路頭に皆追放した、こういう少なくとも路頭に迷う、生活権を奪う、こういう意味の法律は最低限考えていない、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(林淳司君) 少なくとも私どもの委員長が国会でしばしば申し上げております特別立法といふ法律は、かつての昭和二十四年のあいつ形の定員法といふうなものを見頭に置いて発言しているわけではありません。

だから、この段階で、解雇するとかしないという議論がない、そして今考えているのは、炭鉱離職者問題とかあるのは國鉄職員が出向しながらやつていくんだ、そういう生活のできる方法を国全体でどれだけお互いにカバーし合うかという方法の立法措置、これはこの前審議官も私の質問に抽象的に答えたんですね。そういう職域の拡大というところに、雇用の確保というところに焦点を合わせた立法を考えるのが望ましい、運輸省としては、こういう言葉を運輸委員会で一応抽象的に御議論願つたんですね。

今全国大会を皆単産が迎えて国鉄の関係組合が注目しているんですから、やっぱり生首を切るような定員法的な立法は考えていない、雇用の確保、職域の拡大ということを基点に炭鉱離職者法なども参考にしながら考えて取り組んでおられる。亀井委員会も、聞くところによると、そういうふうに答えたんですね。これがただいまのところのこの問題に対する政府の統一見解であるというふうに承知しております。

○自黒今朝次郎君 それは私も知っている。知つておるけれども、時間の進展と同時にこれも流れているんですよ。

日本テレビの五月二十三日のレポートを見るところによると、亀井委員会は、人員整理の方法として名指しで選別が必要だと。いわゆる指名解雇です。その選別の基準として、一つ、能率の上がらない人間を含めて、あるいは新しい、いすゞのようないくつかつて明言してもいいんじやありませんか。炭鉱離職者法でやるのは地方自治体が施設関係の皆さんを、駅前開発の計画に国鉄職員をつて駅前開発をやつてもらう、そういう地方自治団体に受けた地下鉄とかあるいは新規の施設開発をやつてもらうとか、そういうむしろ積極的な職域拡大、そういう方法も含めるんだという立法の基本的態度、考え方ぐらいは大臣として明らかにしておられます。私は六十三ですから、定員法のときは二十六歳か二十七歳ですが、定員法のときと同様理屈で言っているんですよ。これを選別の基準としてやつて、それでこの方々だけ集めて第三セ

りますので、それを審議官から御説明申し上げたいと思います。

○政府委員(棚橋泰君) 参議院の予算委員会におきまして官房長官が、今の先生の御質問と同様の、一方的に解雇はしないということを約束すべきだという御質問に対して、以下のような趣旨で答えておられます。

余剰人員問題を含む国鉄事業の再建の方向につきましては、再建監理委員会でまとめておる段階だと聞いておる。その答申が得られていない現在の段階で、解雇するとかしないという議論ができる状況にはないと思うが、雇用の問題は大変ながら進めたい。さらに、御質問に対しましてはよく承知しておるので、その点には十分留意しながら進めたい。また、労使問題は常に解雇することは望ましいことではないと考えております。このことを念頭に置いて、雇用の安定に十分留意し、再建策を進めてまいりたい。政府としては以上のことを大事に考えて取り組んでいかたいと思います。この趣旨の官房長官の御答弁がござります。これがただいまのところのこの問題に対する政府の統一見解であるというふうに承知しております。

○自黒今朝次郎君 それは私も知っている。知つておるけれども、時間の進展と同時にこれも流れているんですよ。

日本テレビの五月二十三日のレポートを見るところによると、亀井委員会は、人員整理の方法として名指しで選別が必要だと。いわゆる指名解雇です。その選別の基準として、一つ、能率の上がらない人間を含めて、あるいは新しい、いすゞのようないくつかつて明言してもいいんじやありませんか。炭鉱離職者法でやるのは地方自治体が施設関係の皆さんを、駅前開発の計画に国鉄職員をつて駅前開発をやつてもらう、そういう地方自治団体に受けた地下鉄とかあるいは新規の施設開発をやつてもらうとか、そういうむしろ積極的な職域拡大、そういう方法も含めるんだという立法の基本的態度、考え方ぐらいは大臣として明らかにしておられます。私は六十三ですから、定員法のときは二十六歳か二十七歳ですが、定員法のときと同様理屈で言っているんですよ。これを選別の基準としてはいかがですか。

クターか何かつくって、新しい会社をつくつてローカル線をそれでやらせる。首切ると困るから、能率の悪いローカル線の会社は倒産、解雇という形で亀井委員会が考へている。これは亀井委員会が発表したわけじゃないけれども、日本テレビの取材陣が総力を結集してやつた結果これを入手したのであって、これは日本テレビにとつては自信のあるものだと取材の第一線が私にもきちんと答弁しているんです。

ですから、今審議官が予算委員会で官房長官の統一見解、それはそれなりに私はわかつておつてやっているんだから。その統一見解ではもう納得しないところまで問題は深刻にいつている。いわゆるさつき言つた定員法が炭鉱離職者法、それを上回る職域拡大か、こういう三つのうちのどれを選択するか。これは完全に定員法に準ずる方法ですよ、日本テレビの案は。完全に第二の定員法だ。こういうことを考へて、それが完全に定員法に準ずるか。これは完全に定員法に準ずる方法ですよ、日本テレビの案は。完全に第二の定員法だ。こういうことを考へて、だから、それだけに第一線の職員は不信と不満と不安があるわけですよ。亀井委員会としては、再三言つておるよに、生首を切らないとか路頭に迷わせないといふなら、やっぱり定員法というような方策はどちらかといふことです。この段階で、大臣、国鉄職員に向かって明言してもいいんじやありませんか。

炭鉱離職者法でやるのは地方自治体が施設関係の皆さんを、駅前開発の計画に国鉄職員をつて駅前開発をやつてもらう、そういう地方自治団体に受けた地下鉄とかあるいは新規の施設開発をやつてもらうとか、そういうむしろ積極的な職域拡大、そういう方法も含めるんだという立法の基本的態度、考え方ぐらいは大臣として明らかにしておられます。私は六十三ですから、定員法のときは二十六歳か二十七歳ですが、定員法のときと同様理屈で言っているんですよ。これを選別の基準としてはいかがですか。

○國務大臣(山下徳夫君) 先ほど申し上げましたように、これは世紀の大事業でござりますし、特に余剰人員の対策につきましては、これは大変な問題であるということは先ほど御答申申し上げたおりであります。この問題につきましては、国鐵だけではなくてよい切れるものではない、また運輸省だけでこの解決ができる問題でもございません。内閣を挙げてやらなければならぬという立場から内閣官房長官が政府の統一見解を申し上げたのでござりますから、ここで私が個人的な見解を申し上げにくいことはひとつ御質問いただきたいと思います。

○目黒今朝次郎君 しかし、それ以上は中曾根さんに繪団令をしかけているから言えないでしようけれどもね。ただこれだけ確認します。生首を切らない、政府の力で生首を切らない、路頭に迷わせない、これだけは再確認できるでしような。いかがですか。

○目黒今朝次郎君 そうすると、進展のいかんによつては生首を切る、路頭に迷わせることもありますし、だからこそ内閣官房長官が統一見解として申し上げているわけです。

○目黒今朝次郎君 そうすると、進展のいかんによつては生首を切る、路頭に迷わせることもありますし、だからこそ内閣官房長官が統一見解として申し上げているわけです。

○目黒今朝次郎君 よつては生首を切る、路頭に迷わせない、赤字は国鉄の責任も若干あるけれども、全体が政治の責任であるから、政治の責任で国鉄職員の生活を保障するというのが、この三本柱を議論してから政府が前の細田運輸大臣から貢賊問題に答えてきた趣旨じゃないでありますか。生首を切らない、路頭に迷わせない、そういう視点で余剰問題については基本的に政府として対応していく。もちろん国鉄労使関係も大事でございますが、生首は切らない、路頭に迷わせない、そういう基本線で政府全体の問題として対応していく。立法もあるだろうし、財源もあるだろうし、

○國務大臣(山下徳夫君) 今も申し上げましたように、現段階において政府見解をどのような表現でもって申し上げるかについては、先生も大方御承知のように、いろいろと議論もありましたし、いろんな経緯を経てこの内閣官房長官の談話という形で発表されたわけでございますから、どうかそういう趣旨において御了解をいただきたいと思ひます。

○日暮今朝次郎君 細田大臣が言ったものを山下大臣が答へられないというのはどういうことなんですか。何か大臣の組閣で行政の変更があつたんですか。逆に聞きますが、何か行政の変更があつて細田大臣の言つたことについて答えられないのか。なければ、前大臣のとおりですと言えばそれでいいじゃありませんか。前大臣のとおりですと、ということを確認できない何かプラスアルファ、プラス・マイナスのファクターがあるんですか。なれば、前大臣の確認で結構ですときちつとやっぱり明快に答えてもらいたい。

○國務大臣(山下徳夫君) 前大臣がどのようにおつしやつたか私も承知いたしておりませんけれども、いろんな意見、議論があつたことは承知いたします。したがつて、それを集約して内閣官房長官が、現時点においては内閣としてはこのようにしか表現できない、申し上げることはできないというぎりぎりのところまで申し上げたといふうちに私は理解しておりますので、そういう意味におきまして、大変どうも先生の御満足のいくような答弁ではないかもしませんが、御了解をいただきたいと思ひます。

○日暮今朝次郎君 私は納得しません。前大臣がどういう答弁をしたか知りませんがなんというのには、ちょっと私から言わせればおこがましい。逆らはやつぱりきちと新しい大臣として再確認したいなと思うんですが、いかがですか、しつこいようであります。

課題になつてない、二東三文だ。二東三文だから國鐵問題については大臣の引き継ぎがなかつた、そういうふうに私は受けとめますよ。運輸大臣で一番大事なのは、この問題と日米航空問題と、河本さんじやありませんが、海運の近代化、合理化をどうするか、この三つが陸海空の一一番大事な問題でしよう。その国鐵問題について引き継ぎがなかつたなんというのは、ちょっと大臣、あなたたの真意を疑うわけじゃありませんが、そんな官房長官談話で我慢してくれというの私は納得できません。

「これ以上質問したって、あなたは第八号令をしかれてるんだから、言いません。」

○國務大臣(山下徳夫君) 細田前大臣がどのよう

なと言わても、わしは知らぬと、こういう意味で申し上げたのじゃございません。ただ、今ここに細田大臣が御答弁なすったその速記録なりを私持ち合わせませんのでという意味で申し上げたのでございます。いずれにいたしましても、そんないろいろな議論があつて、最終的には政府としては内閣官房長官の談話を発表した、こういうことですござりますから、そういう意味において御了解ください、このように申し上げたわけです。

○日黒朝次郎君 私は、内閣官房長官の統一見解以後、いろんな情勢変化に応じて各組合が年度の一番大事な年度大会を控えようとしている。國労しかり、勤労しかり、鉄労しかり、全勤労しかり。まあいろんなイデオロギーがあるから言いませんが、一番大事な問題はこの問題であるから、連輸大臣としてきちと組合を通して全職員に対して言つた方が、同じ法案をつくるにしても円滑にいくんじやありませんかということを老婆心ながら私は心配するんです。

今のような中途半端なことをやつたら、定員法を考え全員首切つて、そして十八万八千人だけ再採用する、それを中曾根が考えているんなら、よし首切つてみろとなつたら、そんなことを考えているんなら、新幹線はかつての三年前に返れと、私もやりますよ、そんなことだつたら。鶴井

発言の總裁首問題じやありませんが、やっぱり理は理としてきちっとやっていくことが必要だと思つたから私はあなたにしつこく再答弁を求めているんです。それ以上言つたって、中曾根さんの本心だと言えどもうそれ以上言いません、時間がありませんから。ただ、そういう問題は非常に国鉄職員は重視をしている、總裁の罷免問題とこの定員法の問題の二つは車の両輪として今重大な職員の関心事だ、職制も含めて、部長、課長含めて、それだけは言つておきます。

次に、日米航空交渉の問題でちょっとお伺いします。

基本的な問題は、今回の日米交渉で、NCAが入ることで向こうからも入つてくる、こっちからも行く、全日空とか東亜国内航空が道が開けた開けないと、こういろいろ言わわれているんですが、基本的に教えてもらいたいのは、私は、NCAの認可問題のうち、運輸委員会で随分四五、四七体制の問題との関連はどうなのかということをかいつての大臣に聞きました。四五、四七体制は生きている、世界の国際的な貨物の動きの運用面でNCAの問題は出てきたんだというふうに私は理解しております。これも私の言うことに不審があつたら議事録を引っ張り出して読んでください。私はそういうふうに理解しています。

それから見ると、今回の日米航空交渉で、向こうから来る、こっちから行く、こういう問題は四五、四七体制との関連でどういうふうに理解したらいいんでしょうか。四五、四七体制の問題で運輸委員会に相談があつて、公明党的な先生が質問したときも、国際交渉に關する問題だからそれ以上はちょっと勘弁してくれということで山下運輸大臣がもやつとしたことを覚えてます。しかし、四五、四七体制と今回の日米航空交渉というのは、一機関で承認されたのか、四五、四七体制といふのは軌道修正をすることを認めた上で今回日米交渉に合意したのか。日米交渉が貿易摩擦關係で押ししまくられたから、結果論として四五、四七体制の見直しを政府としてせざるを得ないと

八

ころに追い込まれたのか。日米交渉と四五、四七体制はどちらが先行したんでしょうか、同時発車だつたんでしょうか。まずこの点を、基本的な認識として我々今後航空政策を議論する際に大事な視点ですから教えてもらいたいと思うんです。

という行動を開始するには、四五、四七体制を回復して、その見直しの中での権利を全部やるのか、一つの権利をとりあえずやるのか、そういうつながりだ、だから、権利は取つたけれども、具體的には四五、四七体制の見直しを航空審議会なども含めて(会員)の中で最も多く決意をなすところ

う観点で四五、四七を見直すのか。いわゆる日米のマーケットについて将来的にどう考えているのか。基本的な認識を聞かしてもらいたいと思うんです。

を持っております。なぜかと申しますと、今申し上げましたような大きな企業であるということ、これはアメリカの内部でも非常に問題がある。それからまた、こういう路線というものを大体譲渡権ということができるかどうかというような法律的問題もあらうであります、ふと思ひます。

この日は午後二時半から、今回のMCAのアスカントンに対する新規乗り入れにつきまして、日米間における航空交渉の協定の一部が改正されたことは先

○國務大臣（山下徳夫君） 結構でございます。
○内閣官房長官（岸田文雄君） どうも合ひてお詫び申すが、貴紳の御意見をしだいに
こういう認識だということでおいですか。

見具なうのマークettについて将来的にどう考へてゐるのか。基本的な認識を聞かしてもらいたいと思うんです。

○國務大臣(山下徳夫君) ちょっと先生の御質問に私が的確な答弁になるかどうか存じませんが、いわゆるデレギュレーションと申しますか、制限の緩和、規制の緩和ということは、アメリカの少

を持つております。なぜかと申しますと、今申し上げましたような大きな企業であるということ、これはアメリカの内部でも非常に問題がある。それからまた、こういう路線というものを大体譲渡することができるかどうかというような法律的な疑問もあるのではないかと思います。

したがいまして、こういうような点がアメリカ政府の中でも、米国の中でもって完全にクリアされ

生鋼案内とおりでございます。そこで新たに三路線について日本から入ることができるということであり、それは限界が三社でございますが、したがつてそれが直ちに三社体制に結びつくという意味ではございません。相互協定、平等条約でござりますから相互に権利を確保するということでござります。

巨黒今朝次郎君 そうしますとこの問題は到底連して、パンアメリカン航空の太平洋の権利を世界最大の航空会社であるユナイテッドに売却した、こういう話も聞いておるんです。それから、今回の航空協定で、権利とはいながら、これが発効する場合に一体日本マーケットに、現在在三社、まあ時間がありませんから航空機の名前は言いませんが、今度方面で入れば六つで十九、

なくとも国内航空においては非常に前大統領のときから進んでおります。しかしながら、国際線のと
関する限りは国と国との交渉によって決まるこ
であつて、何もアメリカの国内がそういう方法を
とつておるからアメリカ 자체が直ちに方々に飛ば
すという、そんなわけにはまらないことは先生
も大方御承知だと思います。

そこで、例えばパンアメリカンが太平洋線につ

まるにはかなりのまゝ余計があるのじやないか。これを待ちまして、我々は一つの協定の趣旨に従いまして、日米協定というのは両方とも互平等でかつ一つの秩序というのも、現在の協定でもそういう秩序と/orものを認めているわけでございます。例えば路線を決めるとか、輸送力の調整方式があるとか、そういうのがあるわけでござります。そういう中で、また現在の秩序をなさ

のこれに対する希望とかあるいは体制とか、いろいろなことを考慮しながら新たにアメリカに乗り入れるという方向に向かうならば、その時点において四五、四七体制は当然改正しなきやならぬということをございまして、ただ単に数を合わせるだけではなくて、機材の大きさとか、それに掛ける運航回数等によって、一社対二社、同じような立場になることもござりますし、日本における他の社が、幾らそういう日航以外でもいいよという権利を確保しても、我々は希望がないという場合に、例えば日航が、それじゃ我々が引き受けて今この二倍の運航回数にしましよう、あるいは新たな地域をやりましようというような場合には、直ち

かもユナイティッドみたいな大型なのが出てくる。ここに資料を持っておりますが、これは日本の日本航空、全日空、東亜国内航空、この三社を東洋にして、そのアメリカの一社にかなわないですね。しかもアメリカ国内に全部持っている、こういう有力な航空会社ですね。これが入ってきたら、一体日本間の航空マーケットというのは、今回NCAの問題はそれなりにあつたとしても、大体長期的に見た場合には一体どうなるんだろうか。むしろ、日本の日本航空、全日空、東亜も含めてだらだらにして、アメリカの航空界にしてやられちゃう。ダンピングも出てくるでしょう。そういう点で、航空法で示す日米間の航空業

いてユナイテッドに譲渡するという件につきまして、
でも、まず第一番に、両社がアメリカのまず政府の
の認可を得なければなりません。その手続を今や
つてはいる段階でございまして、それがオーレー
になつた後にこれから日本政府はこれに対してどう
対応するかということを検討する、こういう順序
になつて、そうしてそのことについてまたアメリカ
カと話し合いをやるということをございますか
ら、これが直ちに四五、四七に結びつくというう
ことは全く関係ありませんですね。まあ順序とし
てはそういう順序でいくという点だけを御説明申上
し上げ、不足の点はまだ局長から御説明申し上げ

らに改善するような交渉も行っているわけでございますので、そういう航空交渉との絡みの中でもつて、このエナイティドの問題がもしもアメリカの方でオーケーになつた場合には考えていただきたい、日米間の一つの均衡の問題として相手方と相談していきたい、そういうふうに考えておりま

にこれが四五、四七体制の改正には結びつかない。
したがつて、そんなものを考慮しながら、これ
とは別個にこれから四五、四七体制の見直しとい
うこととも、広い意味においてはそれも含めて検討
する時期に来ておることは間違いないというふう
に御理解いただきたいと思います。

○日暮今朝次郎君 この日米交渉で日本側から三
社が向こうへ飛んでいけるという権利は取つた。
権利は取つたけれども、その権利が具体的に就航

序、こういうことが保たれるんだろうか。自由競争の波によつて弱肉強食時代といつてアメリカ方式空に全部日本のメーカーがやられてしまう、小口も含めて、貨物も含めて。時間がありませんから、この小口の問題もありますが、そういうことになるんじゃないのかと非常に心配しているんですが、その点はこの四五、四七の見直しきちつとそういうことではない、心配するなど、こういう基本的な考え方を持つておられるのか、あるいは自由競争もやむなし、弱肉強食もやむなし、こうい

○政府委員(仲井豐一郎君) 今御指摘のように、パンアメリカンがユナイテッドに極東の路線を全部譲渡したわけでござります。それで、ユナイテッドというのは日本航空の倍以上ある非常に大きな会社で、そのまま完全自由にやりたいほうだいに入ってくればこれはまた大変な競争相手になる、ということも間違ひございません。しかしながら、今大臣から御答弁がございましたように、これはアメリカ政府の許可という段階で非常な手間とまた時間がかかるのではないかという見通し

それからもう一つ、この問題と関連して、新聞にこういうふうに出てるんですが、いわゆる全日本空、東亜国内航空が国際線に飛んでいくことを権利として認めれば、国内線の例えば東京一小松間とか東京一宮崎線とか鹿児島線とか、これは全日本空とか東亜国内航空の単独か併存かの線になつてゐる。ここに日本航空も入れるなら、用意ドントでやるならば、四五、四七の見直しということを考えれば、やっぱりこの線についてもお互に考えてみるとべきじゃないかという意味の、三つとも

○政府委員(岡田重治君) お答えの順序の上から、実は後の方のことからお答えを申し上げた方がよろしかろうと思うわけでございますが、私も、二十三日の十七時十分に事件発生という通告を受けまして、同夜直ちにソ連に対し、我が方の巡視船艇及び航空機のオホーツクにおける捜索について、伺りますか、協力といいますか、そのような申し入れをしております。公海上でござりますから巡視船艇の行動につきましてはもちろん制約があるわけではございませんが、航空機につきましては、御案内のように、非常に国際関係の緊張している当該地域でござりますので、やはり相手側の了解を得てそして飛ぶということがやはり原則として必要だらうと考えて、これまでそのような航空機による捜索の申し入れを過去何回にもわたりまして申し入れたわけでございます。しかしながらこれまでその返答が一切ございませんでした。したがいまして、やはり万一のことをおもんばかりまして、航空機によるオホーツク海域における捜索というものは断念しておつたというのがこれまでの実情でございます。

しかしながら、今回につきましては、モスクワ時間に換算いたしますと二十三日の夕刻、これはやはり外務省内での手続あるいは大使館での手続とかいろいろあるものでございますから、二十三日のモスクワ時間の夕刻にソビエト外務省に申し入れが達しまして、そしてモスクワ時間の二十四日の朝午前九時と承知しておりますが、あるいは時間についてはお許し願いたいと思いますが、朝、ソビエトから、領海領空を除いては航空機による捜索活動も許す、こういう返事があつたわけでございます。

そういう意味におきまして、まず初めての事例であるということと、それからやはり時差の関係もありまして、夕方申し込んで翌朝返事が来たと、いうことにつきましては、これはさらに改善する

べき余地もあるうかとは思いますが、それなりに私どもとしては評価をしておる、こういう現状でございます。そしてまた、事務的に手続等もございまして、日本時間でいいますと、先生今御指摘がございましたように、二十四日の夕刻に私どもとしてはソ連のそのような了解をキャッチいたしまして、したがいまして航空機の性質上二十五日から航空機による捜索を初めて行つた、これが経緯でございます。

さて、ただいま新聞を引用なさいまして、海流の見方を誤つたのではない、かのような御指摘がございましたが、オホーツク海というものは、地図で先生も御案内のとおり極めて閉鎖的な水域でございまして、そこにおける海流というものは極めてかすかなものでございます。要するにユーラシア大陸とそれから千島列島でほとんど囲まれてゐるお盆のような海域でございます。したがいまして、当該海域におきましてはむしろ風の影響が非常に搜索の上で問題がある。特に今回の事件につきましては、いろいろ御批判をいただいておるわけでございますけれども、一つは、やはり事件の発生から十七時間たつて私どもに報告が入つております。事柄の性質上直ちにということは無理かと思いますけれども、この十七時間という時間については、なお関係者の皆さんの安全意識の高揚と相まって、その時間の短縮という改善の余地があろうかと考えております。

それから二番目には、やはりこれも当該海域の当然の状況かと思いますが、気象状況が極めて悪化した。これはやはり風の影響を非常に受けるのだとそうでございます。そして、流水域といいましても大体高さが四メートルから五メートルぐらいある氷が散在している。その密集状況は疎密いろいろあらうかとは思いますけれども、そういうことで、流水域の中といふものは船による捜索とい

うものは、これはもうみずから危険がございませんので、何うわけでもござります。したがいまして、流水域につきましてはやはり航空機による搜索といふことが一つの有力な手段、方法かと思うわけでござりますけれども、この辺につきましては、何せ初めてこのような航空機によつて、私どものいわゆる流水域における搜索のあり方といふものについてなお慎重な検討を加え、改善すべき点があれば措置をいたしたい、かように考えておるわけでござります。

○ 谷英行君　今日日黒質問に関連してちょっと私も大臣に申し上げておきたいんですが、ソビエトのサハリンで起きた出来事を、例えばソビエト側に許可を得ようと思えばモスクワに行かなきならぬわけですね。ところが、モスクワと極東地域とではえらい時差があるわけです。時差があるために役所の連絡というのはややこしいことになります。私も昔、大正年代の「カチューシャの唄」か何かに「西は夕焼け 東は夜明け」、こういう文句があるわけですが、その意味がよくわからなかつたんですね。そうしたら、モスクワ空港を夕方飛行機で立ちますと、すぐには極東地域で夜が明けてしまふわけです。夕焼けと夜明けを飛行機の中で大して変わらない時間で見られる。こういう現象でもつて、なるほど昔の歌の意味はこういうことだったのかなと思つたんですが、そういう極端な時差があるということを考慮に入れて、やはり素早くモスクワに対して連絡がとれるような方法を講ずるということが特に必要であるというふうに思ひますので、その点やはり政府としても考慮に入れた上で善処してもらいたいということを冒頭に要請をしたいと思います。

申し上げますと、やはりアクセスに問題があります。議員会館をバスで出発をして成田へ着くまでの間、一番手間がかかりますのは東京都内を抜けるときです。東京都内を抜けるのに高速道路で走つても鶴田川をなかなか渡れないんですよ。だから、自動車で行く場合には成田空港まで行くのに時間の計算ができない。だから計画を立てる方も大変なんですね、自動車で行く場合にうまくいけば一時間半ぐらいで行ける、まだまだ走ると二時間かかるかもしれない、こういう状況があるんですね。だからこの辺のアクセスということをもつと考える必要がある。

そこで、成田空港というのは東京の空港としては余り適当じゃないと私思いました。名前は新東京国際空港なんです。だけれども千葉県の成田なんですね。千葉県にあって東京空港というんだから、これはやっぱり一種のごまかしなんです。あれは千葉空港でもいいんですよ。何か東京空港というと近いような気がするけれども、そういう難点が一つありました。

それから、まずこのアクセスの問題を解決をするためには、今さら成田をやめてまた別のところへ新国際空港といつたってそう簡単にはいきません。いかないからさせてアクセスの問題を解決する方法をもつと具体的に考慮すべきではないかと思いました。それに私は、自動車には限界がある、どうしても鉄道でもつて連絡するといううとの方が正確を期することができまするんじゃないかなという気がいたします。

ただ、私は成田空港を利用しましていろんな方法を講じてみましたが、ともかく専介なんですね。

〔理事矢原秀男君退席、委員長着席〕

倒くさくて、結局あの電車を利用する人は少ないですよ。いつ乗ってみましてもほとんどがらがらです。あれじゃ電鉄会社もかなわないと思うんです。そうかといってストレートに行く方法として箱崎から行く方法があります。しかし、箱崎というのはこれまでいた厄介なんですね。上野から行くにしても東京駅から行くにしても、歩いて行けるところじゃない。水天宮なんというのはよほど信心深い人は知っているけれども、一般の人は余り知らないですよ、水天宮様なんというのは。だからどうしてもタクシーか何かで箱崎まで行かなきやならない。新米の運転手じゃ箱崎なんて知らないですよ。だから、自動車で行くにしても電車で行くにしても厄介なんです。

そうすると、一つの解決策としては、あの空港の地下にせっかく地下駅ができるんですね。新幹線があそこに入れられるような設計ができています。だけれども、駅があつたってレールがつながつていなきや入れないわけですから、ああいう施設というのはまことにもつたないと思うんです。だから、これは極めて政治的な決断を必要とする問題であるので、大臣の所信を伺つておきたいと思うのですが、成田空港の現状、特に二期工事反対ということまだまだいろいろな動きがあります。こういう動きがあつて問題が遅延をしておりますが、これと関連をしたアクセス問題の解決について、大臣としてどのような見解を持つておられるかということをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 最初におっしゃった遭難に関するソ連の協力の問題、私どもまさにそのとおりで、隔靴搔痒の感を感じました。おっしゃるとおりでございます。時差が大変邪魔になつている。「西は夕焼け 東は夜明け」大正時代にはやつた「さすらいの唄」という歌でございますね、あれは私の愛唱している歌でございますが、まさにそのとおりでございまして、これはもう時差が大変障害になつてゐる。

ただ、今度の場合には、航空機について認めてく

れたということだけは一つの進歩であつたと思っておりますが、おっしゃるようにも、しかし、認めてくれても間に合わなきや何にもならないことでござりますから、今後格段のひとつ、私ども自体もいろいろ検討しながらソ連と交渉していくたい、かよううに思つております。

も、島ですからね、そこへ到達する人たちが渡し船で渡るような格好をしていましたんじゃこれは大変なんですね。だから、やっぱり地下トンネルなり橋をかけるなり、何らかの方法でもって早く到達をできなければ空港としての価値打ち

おきますし、先ほど申
のができますと、一時
設計になつております
まいりたいと思ひます

し上げましたB線というも
問からぬいぐらいで行く
し、総合的にひとつ考えて

うのはこれまた厄介なんですね。上野から行くにしても、歩いて行けるところじゃない。水天宮なんというのはよほど信心深い人は知っているけれども、一般の人は余り知らないでありますよ。水天宮様なんというのは。だからどうしてもタクシーか何かで箱崎まで行かなきやならない。新米の運転手じゃ箱崎なんて知らないですよ。だから、自動車で行くにしても電車で行くにしても厄介なんです。

そうすると、一つの解決策としては、あの空港の地下にせっかく地下駅ができるんですね。新幹線があそこに入れるような設計ができるままでなく、高速道路、それから国鉄、それから民鉄でございましょうか。問題は、もう今や遠い近いというのは、距離の問題じゃなくて時間の問題でござりますから、やはり時間価値をたつとぶ今日、どれだけで着くかということを計算に入れて、それをやることが私はアクセスの本命だと思っております。したがって、道路にいたしましても、一応計算上は高速道路は一時間ということになつておりますが、おっしゃるとおり、湾岸道路もできましたけれども、その手前が箱崎付近がネックになつておつて非常に不安定であるということございますから、その点も建設当局その他と詰めてまいります。

國鉄につきましては、諸般の情勢でなかなか今

が下がるわけです。そこで、関西空港においても、やはり新幹線等と接続する方法というものを考へるべきだと私は思います。

それから成田空港にしても、成田新幹線などというものを国鉄にやらせよう、今までのパターンで国鉄にやらせようと思えば、できっこないですよ、これは。今までのようになにか借金でもつて設備投資をやるというようなやり方をやっておつたならば、もう今の国鉄では到底不可能ですね。そうすると、やっぱり政府自体が空港を建設する際にアクセスの問題も同時に考へる、その投資も一緒に考へる、こういうふうにしないとどちらはぐなものになる。今の成田がいい例ですよ。しかし、昔のことを悔やんでみても始まらないんですから、当面の問題としては、政府みずから投資によつて成田のアクセスも考へ、関西空港のアクセスも考へるというのが当然だと私は思うので

しては、成田空港の二の舞をしないということとで、当初からアクセス問題は最も重要な問題として検討しているわけでございます。

道路につきましては、近畿自動車道和歌山線なりあるいは湾岸道路というのを整備するということで建設省が中心になつてやっておりますが、鉄道につきましては、南海本線の本島乗り入れとともに、最大の問題として、国鉄阪和線を空港本島につなげるということと同時に、これを新大阪駅から連絡するということにして、本当に関西国際空港が関西一円の空港として機能するように、この国鉄連絡というのを非常に私ども重視しているわけで、これは何としても計画を具体化していきたいということとで、国鉄を始め関係のところと今いろいろと工夫をして、できるだけ、成田のよううに、空港はできたけれどもアクセスが不十分だというままで開港することがないよう、全力を挙

後そう早急に解決しないということでございますから、解決がつく問題から進めていくという意味におきまして、民鉄のB線ということを採択いたしまして、昨年の十一月に決定いたしました。そして関係方面とこれが推進を今図っているところでございまして、さらに今後ともこれらの問題について、アクセスのよりスマートな利用について努力をしてまいりたいと思います。

○瀬谷英行君 アクセスの問題を考える場合には、関西空港だって同じだと思うんですよ。この前私は本会議でもいろいろと申し述べた記憶がございますけれども、関西空港、海の中に土を盛つて島をこしらえて、そこへ出入りするという、考え方としては非常にいいと思うのです。海から入ってきて海の上へ出でていくということですから、騒音問題等を考える場合には、こういう方法は私は理想的だと思うのです。理想的だと思うけれど

す。そのための用意があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 関西空港については局長から御答弁申し上げますが、成田の問題は、先ほども申し上げましたとおり、一応現在高速道路は一時間ということになっている、それから京成も一時間ということになつておりますが、特に高速につきましては、計算上ではなくて実際に安心して一時間で通れるような道にしようということについてこれから格段の努力を払わなければならぬ。それは箱崎付近が現状ではどうもうまくないというふうに私も感じておりますから、そのとおりいたします。

それから、新幹線について国鉄ではだめだよといふ御指摘、これは私もまだこれからどうすべきかということについての具体的な対策は事務当局からも聞いておりませんが、御意見として承つて

○瀬谷英行君 成田の問題についてさらに申し上げて取り組んでいきたいと考えております。成田空港の地下の新幹線の設計というものを生かすべきだと思うんですよ。それで、もし成田空港から新幹線で東京駅と直通をさせれば、距離的に考えると三十分ぐらいで来られるはずだと思うんですよ。大体六十キロぐらいですから、時速百二十キロで来たって三十分で来てしまう。そういう方法が可能だと思うんです。
それから、京成電鉄が変なところでとまつていますが、あれもやっぱり成田空港のあの設備を国鉄と共に使わせるようにしたらいと思う。京成電鉄と新幹線とはゲージが同じんですね。狭軌じゃないんです、広軌なんですから。たまたまゲージが同じなんです。だから、せつかくのあの設備を京成電鉄と国鉄と両方で共用させるという

ことは私は可能だと思っています。京成電鉄だって、今のように変な町外れみたいなところへとめられてバスで運ぶという方法をとっているから乗り手がないんですよ。ああいうことをやつてはいるから財政上形勢が悪くなっちゃったんですよ。そういうことをやつぱり考えてやらなければいけないんです。技術的に不可能なことなら別だけれども、技術的に可能なんだし、政府が決断をすればできることなんだから、その点これは大臣が、どうですか。

○政府委員(服部経治君) 二つの問題点の御指摘があつたかと思いますので、順次お答えいたしましたが、まず、現在相当程度にでき上がつておりますが、まず、現在の新幹線駅の活用の問題でございますが、先ほど大臣から御答弁申し上げました、いわゆるB案の推進に当たりましては、新幹線駅の活用を前提にした構想でもって進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからその次に、現在の京成の駅がえらい中途半端なところにあるではないかという御指摘でござりますが、現状まことにそのとおりであるとしか申し上げようがないわけでございます。この現在駅の位置は、現在のターミナルと将来つくられる予定の第二ターミナルのちょうど中間に位置するものでございまして、いろいろな余余曲折の経緯はございましたけれども、京成電鉄の方であの位置を選定したものでございまして、新たに約二百億円の新規投資が必要でございまして、これまで投資してまいりました京成の投資額のうち約八十億円の部分が不用になってしまったというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この新幹線駅の活用

につきましては、先ほど申し上げましたB案の推進を図ることによりまして、少しでも早く問題の解決に結びつけたいというふうに考えておる次第が、どうですか。

○瀬谷英行君 一企業の、京成であれ国鉄であれ同じですよ、一企業の能力の限界を超えているような仕事を国家的な必要からやらなきゃならぬという場合には、政府が決断する以外にないんですね。錢がかかるからとてもできませんと言わしてもおけばいつまでたつたってできっこないです。そんなんくらいなら成田空港なんてあきらめてしまつて別のところへ、便利なところへ空港をつくり直設置をする以上は便利にしなきゃならぬ。

そういう意味で、私は成田空港そのものが失敗だつたと思つています。これは、国会でもつていろいろと論議をされた当時から私はこの指摘をしてきたことなんですかね。これは失敗するぞ、あんなところへこしらえて、と言つたら案の定でしよう。まず日本一不便な国際空港になつていまます。これはあえてもう一度私は指摘したいと思います。これはあえてもう一度私は指摘したいと思いません。しかし、過ぎたことを言つてみても始まりないから、国際空港として活用する空港をもつと私は広げられないんじやないかと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 御指摘の点は、地理的に見た場合に私も当然そうかと思います、地理的

例えば新潟空港にしたってどうです。新潟空港からヨーロッパへ飛行機が飛べば、成田から飛ぶより三十分は節約できるんでありますよ、西の方へ飛んでいく場合には、新潟空港を国際空港として活用する方法があるでしょう。今上野と新潟間は新幹線で二時間で結ぶようになつちゃったわけです。成田と大して変わらないんですけど、時間が問題にいたしましても、それまで新幹線も、時間的にプラスでどの程度になりますかわかりませんが、乗りかえるという考え方、あるいは荷物を何回か出したり預けたりするというような、いろんなことを総合的に考えて、果たしてニーズとしてそれが成り立つかなど。やはり新潟にしましてそれが成り立つかなど。それでも長崎にしましても、国際ローカルというような性格が非常に強い。

○政府委員(西村康雄君) ただいま両空港整備機構の統合についての御質問でございましたが、この空港整備機構の仕事も、先ほどちよつと申し上げましたのですが、民家防音工事というのがある程度六十年度で一段落する。これからはむしろ周辺の本当の緑地化等周辺の整備が本来の両機構の仕事に入つていくというわけですが、この仕事は民家防音と違います。そういう意味では、今まで長期間を経ますし、いろんな話し合いの段階等で仕事の量といつもの非常に繁雑が出てくるといかなければいけない。機構の効率化あるいは仕事の平準化という点から見ますと、一つの機構だけではどうも余りうまくないなということがあ

ります。ただあの場合でもアクセスには問題があるんですよ。せっかくあの長崎空港が国際空港として利用できるとしても、あそこへ長崎から行くにしても佐世保から行くにしても、あるいは大臣の選挙区から出かけるにしてちょっと不便なんですね。ああいうところをやっぱり新幹線で短絡をすれば、非常にこれは有意義な仕事になるんじゃないかな。私は長崎空港なんというものをもつと国際線として活用するという方法、それから同時に、あの長崎空港とのアクセスを考え、新幹線等を福岡から結ぶという方法等もあわせて考えてみれば、非常にこれは有意義な仕事になるんじやないかというふうに思います。これも大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○瀬谷英行君 この空港のアクセスと同時にやはり騒音問題、今回の法案の内容もそんなんですけれども、大阪と福岡と二つの空港の周辺整備という目的を持つていてそれを一本化することで新たな展開があるというふうに考えているわけだというふうに衆議院で答弁をされておりますけれども、何で大阪と福岡を統合するということにそんなメリットがあるのか。この点は行革の一貫としてこんなことを考えたのかもしれませんけれども、余り意味のあることのようには思われないんですね。これはどちらが主体になるのかということになると、依然として問題が残るわけですよ。だからその点はまだはつきりしないわけでしょう。その点どうですか。

○政府委員(西村康雄君) ただいま両空港整備機構の統合についての御質問でございましたが、この空港整備機構の仕事も、先ほどちよつと申し上げましたのですが、民家防音工事といつものある程度六十年度で一段落する。これからはむしろ周辺の本当の緑地化等周辺の整備が本来の両機構の仕事に入つていくというわけですが、この仕事は民家防音と違います。そういう意味では、今まで長期間を経ますし、いろんな話し合いの段階等で仕事の量といつもの非常に繁雑が出てくるといかなければいけない。機構の効率化あるいは仕事の平準化という点から見ますと、一つの機構だけではどうも余りうまくないなということがあつて、かねてから統合問題を考えていたわけです

が、そういう時点で関西空港株式会社の設立の話もありまして、この機会に一挙に統合をして從来考えていたことを実行しようとしたわけでござります。

また、これから大阪、福岡以外の空港でもやはりいろいろな緑地整備等の空港周辺整備の必要性が出てくるわけですが、これらの空港はやはり大阪と福岡ほどの大きな周辺整備という単位にはどうもなりにくい。客観的にそれぞれの地方の空港に周辺整備機構をまたつくっていくというような事態にもびつたりこないということになりそうなわけでございます。そういう点から、新たに個別に周辺整備機構をつくるよりも、一つの周辺整備機構でそのいろいろな持つてあるノーハウ、力を使つてこれから他の空港についてもやっていくというとの可能性を持たずような、そういう将来の展望もあわせ持つことでひとつ統合したらどうか、こんなことを考えたわけでございます。

統合の問題点はそんなことでございます。どちらに周辺整備機構をつくるよりも、一つの周辺整備機構でそのいろいろな持つてあるノーハウ、力を使つてこれから他の空港についてもやっていくというとの可能性を持たずような、そういう将来の展望もあわせ持つことでひとつ統合したらどうか、こんなことを考えたわけでございます。

○瀬谷英行君 いまだにそういう折り合いがつかない問題があるくらいなんだから、そもそもこんなことをなぜやるのかという疑問が出てくるわけですよ。第一、大阪と福岡じゃ離れ過ぎているんですね。これは考えてごらん下さい。鉄道を分割民営化すると、九州の鉄道と大阪の鉄道とを一つの会社にしたらややこしいことになりますわね。やっぱりどつちに本社を置くんだという問題が出てきます。会社なら、西鉄と近鉄を合併するようなものです。これもまた厄介なことになりますね。

野球のチームなら近鉄と向こうの方と何とかといふ話があるかもしれないけれども、なかなか地域的に離れているものを一緒にするというのは無理があると思うんですよ。だから、こういうことをして何とかしなきゃならぬ、空港の周辺整備ということ。

だから私はやっぱり根本にさかのほると、民家でもつて防音対策、この間成田で私どもも拝見させてもらいましたけれども、厚いサッシでもつてびたと閉める。音は確かにある程度防止できるかもしれない。しかし夏になつたら冷房装置しなきやともたまつたものじやないです。蒸し殺されちゃう。そうすると、冷房もしなければならない。それから、どこからどこまでみんなびたつと密室にするということは家屋の構造上非常に無理が出てくるということになるんです。だから、できる限り民家にそういう設備を施さなくともいいような場所に飛行場をつくるということの方があ

ことをもつと積極的にやつた方が、成田空港であるんな流血の騒ぎを演じてまで成田空港に金を注ぐ、労力を注ぐよりは私はよかつたんじやないかと今でも思つてゐます。羽田の拡張計画並びに今後東京湾をもつと有効に利用するという考え方があるのかないのか、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

○瀬谷英行君 現在羽田の沖合展開をやっているわけですが、御承知のように、羽田の沖合展開後の羽田の空港の用途などは、やはり国内線専用ということをございます。国際線については依然として成田の二期を必要とするような国際航空の伸長ぶりでござりますので、両方のプロジェクトを進めていきなきゃいけぬ。

成田の二期については、現実に今アクセスだといろいろな問題が成田自身の内蔵している問題としてございますが、ともかく成田の二期をやらなきゃいかぬ。そういうことをやりましても、なにかうふうに思います。それが順序だとうふうに思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員服部経治君) ただいま先生御指摘のとおりでございまして、私ども、空港機能を十分發揮させるためにはしかるべき適切なアクセスが整備されることが先決条件であるとうふうに思つておるところでございまして、まさに空港があつてのアクセスではなくて、アクセスあっての空港ではないかというような感じを強く持つております。ただいまの先生の御指摘の点を深く胸に踏ま

えまして今後私どもの仕事に取り組んでまいりたいといふうに考えます。

○瀬谷英行君 もう一つ、羽田空港の問題ですけれども、私は、羽田空港を沖合に拡張するという考え方、これは騒音対策から考えればその方が理

的だといふうに思ひますし、東京湾というものをもつと有効に使うべきだと思うんですね。東京から千葉まで行く海岸、昔は潮干狩りをやつたような幕張とかあの辺が全部埋め立てられて沖京までいつてしましました。ああいうことがで

きるくらいなんだから、東京湾の埋め立てとい

いといふうに思ひます。

○瀬谷英行君 もう一つ、羽田空港の問題ですけれども、私は、羽田空港を沖合に拡張するという考え方、これは騒音対策から考えればその方が理的だといふうに思ひますし、東京湾というものをもつと有効に使うべきだと思うんですね。東京から千葉まで行く海岸、昔は潮干狩りをやつたような幕張とかあの辺が全部埋め立てられて沖京までいつてしましました。ああいうことがで

きるくらいなんだから、東京湾の埋め立てといふうに思ひます。

○瀬谷英行君 今国鉄をどうするかということが非常に重要な問題になつておりますし、こういう問題については、監理委員会のように十分な経験、知識のない小グループにすべて任せるといふことは私は適当でない、こう思つてます。そこで、国鉄と空港を結ぶという方法をもつと積極的に考えるべきじゃないか、こう思ひます。

○瀬谷英行君 さういふうに思ひます。あの千歳空港駅と札幌との間にはかなりの時間がかかります。非常に時間の計算ができます、国鉄だったら札幌の近くへ行ってから交通渋滞で足踏みをしなきゃならぬといふことがあります。そういう面が国鉄だったら心配がないわけですね。千歳空港と札幌あるいは函館、こういう連絡は鉄道によつて非常に私はよくなつたと思うのであります。それと同じようないりますが、それと同様に札幌から都市との間が遠いところはいづばりあります、日本全国じゅう探してみると、

こういう点は、国鉄と空港を結びつけるという方法を今後の二十一世紀に臨む一つの課題とし

て、政治的課題として考える価値が十分あると思うんです。それを考へるのはやはり政治だと思うんです。監理委員会なんかではそんな構想は絶対に出でこないと思うんです。その点大臣の見解を承りたいと思います。

○政府委員(服部経治君) 鉄道というものが道路輸送に比べまして非常に定時性にすぐれていることはもう御指摘のとおりでございまして、したがって、空港アクセスとして鉄道が整備されております場合には、利用する人たちは時間の計算ができるわけでございます。そういうことで、先生御指摘の千歳空港というのは、空港のアクセスとして鉄道というものが立派に機能している一つのよき例だというふうに思つておりますと、空港のアクセスには既存のアクセスがどういうふうに整備されているかというような状況など、それぞれの空港を取り巻く諸状況に応じまして、かつ現実の輸送需要の動向を踏まえまして鉄道あるいは道路の整備を図つて、空港とアクセス交通機関の有機的な連係ということを十分図つてしまいることが肝要であるというふうに考えておるものでございます。

なあ、鉄道、あるいはモノレールなどのいわゆる中量軌道輸送システムが空港のアクセスとして重要な機能を果たしている例といたしましては、御指摘の千歳空港のほかに現在の羽田空港がござりますし、また成田空港も今後の鉄道アクセスの改善措置いかんによりましてはそういうたの可能性も十分持つてあるといふうに考えられますほか、先ほども御議論のございました関西新空港につきましても、その最も主要なアクセスとして鉄道が予定されているところでありますし、このほか、現空港につきまして新たに軌道系のアクセス整備が構想され、あるいは計画されているといふものとしましては、現在の大坂空港、それから沖縄の那覇空港、それから福岡空港、そのほか三四のものが挙げられようかといふうに存じておられます。

○鷹谷英行君 私は大臣の見解も聞きたいと思うんです。それは今監理委員会に任せておきますと、鉄道の業務をもう切れるだけ切ると、空港アクセスとして鉄道が整備されております場合には、利用する人たちは時間の計算ができるわけでございます。そういうことで、先生御

おきませんと、鉄道の業務をもう切れるだけ切ると、空港アクセスとして鉄道が整備されております場合には、利用する人たちは時間の計算ができるわけでございます。そういうふうに思つておられる方でございまして、それからこの国内交通の主役は昔と違つて飛行機にかわつてきました、それならば飛行場と各都市を結ぶ交通機関はうまく整備できているのか、現状は決してそうじゃないんです。いろんなところで私はそういう問題を聞きました。

この間も秋田の横手、湯沢方面の人から話を聞いたんですが、確かに飛行機ができて便利になつた、しかしその空港から自分たちのところへ来るのは一たん秋田市まで自動車で行って、秋田駅からまたバックをする格好で来なきゃならない、えらく不便だ、だからもう少し、せつからくなれば奥羽本線をあつちの方へぐるっと曲げて空港へついでもらう方法はないものだらうかとい意見を聞きました。

こういう問題は全国的にいっぱいあると思うんです。だから、二十一世紀の課題として、空港と国鉄とを短絡をし、新幹線を結ぶ、こういうことが政治的課題としては非常に重要ではないかといふ氣がするし、交通政策を担当する責任者としてはそういう考え方があつてしかるべきではないかと思うのであります、その点についての大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) おっしゃる点はよくわかります。再生国鉄が、これだけの借金を抱えております。再生国鉄が、これからは運営していく必要があります。やはり採算性ということ、そこから國鉄の使命もあるわけでございますから、これも考慮に入れなきゃならぬ。同時に、鉄道の持つていわゆる特性というものを生かしながら、一つの公其性、公共に役立てるということも本来の私は國鉄の使命であり、今後もその点を考えなければならぬ。そういう考えに立つて、鉄道の持つてある特性を生かしてどのように利用できるかという観

点に立つべきであることもよく私はわかるわけでございます。

したがつて、切り捨てればいいということでは、この構想なんという気のきいたものははつめのかほどもないよな気がするんです。だから、こ

れはやつぱり政治家として、これからは国内交通

の主役は昔と違つて飛行機にかわつてきました、それならば飛行場と各都市を結ぶ交通機関はうまく整備できているのか、現状は決してそうじゃないんです。いろんなところで私はそういう問題を聞きま

ったのですが、今進められておりました。

これはやつぱり政治家として、これからは国内交通

の主役は昔と違つて飛行機にかわつてきました、それ

にはそういうものは入つていないのでござりますけれども、こういうものは、そういう一つの条件

であります。いろんなところで私はそういう問題を聞きま

ったのですが、今進められておりました。

これはやつぱり政治家として、これからは国内交通

の主役は昔と違つて飛行機にかわつてきました、それ

にはそういうものは入つていないのでござります。

○委員長(鶴岡洋君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

ここでお伺いいたしたいのは、爆発の原因、被害の状況、そしてこういう外国船に乗り込んでいく出稼ぎ船員等の安全をどうするのか、そういうことを簡単にお伺いをしたいと思うものでござります。

これを見ておりますと、パナマ船籍ペトラゲン1というのは一万九千七七十トンの船でございますけれども、日本人六人が船長以下乗組んでいる

ようでございます。同港にはまだスペイン最大の製油所がございまして、約二百五十メートル沖合に停泊をしてナフサの陸揚げ中であつたと報道さ

れているわけでございます。そういうことで、先ほど申し上げました原因は、そうして現状分析を

いかにされていらっしゃいますか、そういう点を

まずお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(武石章君) 今回の事故の原因でござりますが、現在スペインの関係機関が調査中であると聞いておりまして、私どもの方では現在わか

つております。

○政府委員(武石章君) 今回の事故の原因でござりますが、現在スペインの関係機関が調査中であると聞いておりまして、私どもの方では現在わか

つております。

○矢原秀男君 じゃ、原因はまだわからなければ、この事故等に対応して被害状況とか、そしていろいろな問題点は、専門的なあなた方から見ればわずかの情報であつても明確に解明できる点があるのではないか、こういうふうに思うわけですが

けれども、その点伺います。

○政府委員(武石章君) 被害状況でござりますが、事故は現地時間の五月二十六日の午前十一時十五分ごろ、日本時間で言いますと二十六日の午後六時十五分ごろに、スペインのアルヘシラス港付近の湾内において、ナフサを荷揚げ中のタンカー、ペトラゲン1、これはパナマ籍でござります。

そのうちペトラゲン1につきましては、乗組員が二十九名乗つておりますが、そのうち九名が死

亡いたしております。四名が行方不明となりま

ります。

そのうちペトラゲン1につきましては、乗組員

が二十九名乗つておりますが、そのうち九名が死

亡いたしております。四名が行方不明となりま

ります。

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢原秀男君 本題の前に時事的な関連問題を二点ほど簡単に御質問したいと思います。

第一点は、五月の二十六日午前、スペイン南部のアルヘシラス港におきましてタンカー二隻の爆発、沈没事故が報道をされております。この内容を見ておりますと、同国史上最大の海上事故といふことござります。現地の警察からの報道等によりますと、日本人の船員四名を含む三十四人が死亡しないし行方不明となつております。あと日本人二名を含む三十四名が負傷したと発表されております。

健在であつたということとござります。
同船に乗り組んでおりました日本人船員六名につきましては、不幸にも四名が死亡しております。残りの二名は負傷という事態になつたわけでございますが、一人の方は重体と聞いておりましたが、ようやく快方に向かつて、二、三日中には航空機に搭乗できるよう状態になるであろうといふような医師の話も伝わつてまいりておるところでございます。

つきましては、財團法人の日本船員福利雇用促進センターというところから四名乗り組んでおりまして、太洋産業貿易からそこの社員が二名と、六名の船員が乗り組んでおるわけでございますが、この雇用促進センターにおきましては、これは船員の雇用の促進に關する特別措置法という法律に基づきまして指定を受けた法人でございます。指定を受けましたのは昭和五十三年五月のことです。さいますが、このセンターにおきまして、船員の雇用の促進と技能訓練というような業務を行つてゐる団体でございます。センターは、雇用促進事

業の一環といたしまして、外国船への船員の配乗のあつせんを行つておるわけでございますが、從来から、外國船に乗り組む船員の安全、労働条件等を確保するため、外國の信用のある海運企業を中心に乗組先、配乗先の開拓を行つて配乗のあつせんに努めておるところでございます。

そういう立場から、日本船員福利厚生促進センターも輸送省の外郭団体と聞いているわけでござりますけれども、今後さらに船員の安全というものを考える立場の上からどういうふうに対処していくのか、そういう点のお考えを、きょう現在の階でこういう事故があつた、その後の段階でどうふうに決意を考えていらっしゃるのか、まことにいきます。

政府船員(武不登表) 水難の被害者の効害補償につきましては、ただいま先生からお話をございましたが、太洋産業貿易株式会社が、この四月船員について代理人としていたしまして、この船の用船者でございますロス・ナベガンドス・ブル・パシフィコS・Aというパナマの会社でございますが、それと日本海員組合との間で労働契約を結んでおりまして、その中で雇用条件その他の条件が定められております。災害補償についての規定もございますので、それによつて補償が行われるということにならうかと思います。それ

ていく労務提供船という形の中で昭和三十年代から始まつたと思いますけれども、全日本海員組合の約十三万五千人、そういう中でも約二千人近い失業の方々がいらっしゃると伺つてゐるわけでござります。

から大洋産業貿易所属の船員につきましても、これは船員法上は予備船員として扱うこととなつておりますので、船員保険の適用があるということで災害補償が行われるということになろうかと思ひます。両者の労働条件につきましてはいずれも同じ条件でやつておるというふうに聞いております。

支払われなかつた場合の違約は、約束を破つた場合どうするかとなると、これからはそういうところまでを含めながら、安んじてひとつそういう船に乗つて活動できるような、そういう補償はきらんとやつぱりするようくに今後とも努力してまいらないなきやならぬ、かようと思つておる次第でござります。

○矢原秀男君　ひとつよろしくお願ひをしたいと思ひます。

がたくさんございます。私どもといたしましては、今後、日本船員福利雇用促進センターの事業について、実際に海外に派遣する船員の安全が図られるよう十分この機関の指導等に努力をしてまいりたいと思っておるわけでございます。

ございます。日本は原油の買い入れ、これは非常

法の一部改正でも、離職船員の休憩関係といふことを国際的な問題と絡めて質問をし、御答弁もいただいたわけでございますが、こういう事件も起き、また運輸省としても、離職船員が全国で漁船も含めて約五千人、そういう方たちが求職の御希望があるよう伺うわけでございます。いずれにしても、日本人のそういう船員経験者というの非常に優秀な技術を持っていらっしゃいますので、外國船でも非常に希望があればやはり中心的に採用されると思うわけでございますが、こうい

そういう中で、ナフサがやはり気化室内において

しているわけでございますが、大臣としても今後の対応という形の中でどういうふうにお考えのか、伺っておきたいと思います。

○國務大臣(山下健夫君) 今船員部長からあらまし御説明申し上げましたとおり、まだ原因 자체がよくわかつておりますので、対応についてもま

用していると思うけれども、港則法による届け出

かと思ひますけれども、こういう国と国との間の
ひとつの契約と申しますが、そういう問題につき
ましては、今船員部長が御説明申し上げましたよ
うに、きちんと一応はできておるようでございま
すが、もしそういう一つの補償に基づいてそれが

震のマグニチュード八以下程度に耐えるもの、そういう貯蔵タンクの問題、タンクローリーの問題、昭和五十年の石油コンビナート等災害防止法の問題、こういうことでNHKで特集を組んでおりました。

私も幾多の災害に現地に参りました非常に意を強くするものを感じておるわけでござりますけれども、日本でナフサが精製をされ、また移動をされる、こういう問題は、法の網はかぶせてあると思ひますけれども、これらの危険災害に対し

て、対岸の火として見るのではなくして、我が国は密集するそういう都市部に臨海港ということが

あるわけでござりますから、この点よく今後とも対策を立ていかなくちゃいけない、こういうふうに思うんですけれども、この点運輸大臣いかがななものでござりますか。

○政府委員(岡田專治君) ナフサのような引火性の危険物につきましては、今先生の御質問の中に、私どもが現在講じております対策の幾つかが触れられておりましたけれども、私どもは、港則法という法律に基づきまして、このような危険物の港内における荷役について事前の許可制をしております関係上、取りまとめて現在とておりまして制度について御報告を申し上げたいと思うわけでございます。

私どもは、港則法に基づきまして荷役の許可を行つておるわけでござりますけれども、特にこのような引火点の低い危険物の荷役につきましては、例えば夜間の荷役は原則として許可をしない、あるいは今先生のお話にもございましたような、いわゆる裸火を使用する作業場、あるいは付近の停泊する船舶、そういうもののとの間に十分な保安間隔を保つというよなこととか、あるいは岸壁上の照明設備なんかにつきましては、当然いわゆるスイッチ機構が必須のものでござりますけれども、こういうスイッチも、いわゆる防爆型のスイッチと称するそうでございますが、密封されおりまして、中で火花が散つても外のガス及び空気の混合気体に触れることがないようにする、

そのような防爆型のスイッチを使う。あるいは、荷役時におきましてはタンクから上げる際に空間ができるわけでございますが、そこには不活性のガスを注入する。

そういうような、法律的な根拠といたしましては、危険物船舶運送及び貯蔵規則でありますとかいろいろな規則があるわけでござりますけれども、そのような諸規則がきちんと執行されておるかどうかということを十分に見届けながら、この港則法上の荷役の許可の行政をとり行つておるところでございます。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいま保安庁の次長から御答弁申し上げましたけれども、この種の事

故につきましては非常に私どももかねがね心配をいたしております、その心配した事故が起きたということでございますが、今次長が申し上げましたように、今後とも十分配慮してまいりたいと思つております。

○矢原秀男君 どうかよろしくお願ひをいたしま

本題に入る前にもう一つの点でございますが、五月二十七日の新聞報道によりますと、ニューヨーク・タイムズが「空の危機管理」ということで、米ソ首脳会談の実現とということを報道をしております。それから日本の新聞報道によりまして、大韓機事故再発防止ということで、近く第二ラウンド交渉、「空の安全 米ソの取引」いうことで、日米ソの会談というものが報じられています。これらを関連しながら質問をしたいと思います。

昨年の運輸委員会でござりますけれども、小島先生の同級生の方の子供さんが大韓航空機に乗つていらっしゃいまして、そして事故に遭われたわざでござります。それで同期の川名さんという方がこの大韓航空機事故遺族会の会長として、裁判を初め国会にも足を運ばれて悲痛な叫びを我々に訴えられていたわけでござります。その川名さんの言を引用させていただきますと、大韓航空機事

件の真相が解明されないまま年を越しました三月

つと来ていることは事実でございます。領空侵犯があつたとはいえ、非武装の民間機を十分に確認しようとはせず、いきなりミサイルで撃墜したソ連の冷酷非道な逕行はこれからも激しく糾弾していくべきならない。しかし、その反面では第一義的責任は大韓航空にある。あの〇〇七便の余りにも異常な航路逸脱の原因を究明していくことは我々にいたしましても、今後とも三カ国間の約束によりますので、言及することはこの場では差し控えさせたいだまといふと思つておきますが、いかにいたしましても、今後とも外交ルートで詰めていくことになつております。

○矢原秀男君 私が心配をいたしておりますのは、空の危機管理ということで米ソ首脳会談の、このニューヨーク・タイムズの報道による限りで

は、再び憶面もなく誘導電波説を持ち出してきた、こういうことで遺族の方々が激高をされています。そして、大韓航空機は尊い人命を預かる民間航空機としての安全運航に関する責任と義務を完全に放棄している、こういうふうに厳しく主張をされながら、ソ連の重要な軍事施設の上空を奥深く故意に、ここでは故意に侵入した疑いが極めて強い、こういうことで非常に遺族の方

を代表して訴えられていらっしゃるわけでござります。

先ほど申し上げました報道には、空の危機管理ということが米ソ首脳会談、そして日米ソ三者会談、こういう形で進められているわけでございま

す。

さようはもう大韓航空機のいろんな問題を聞く時間がございませんけれども、ここで問題になりますのは、大韓機事故再発防止のために極秘の会議がされていらっしゃるわけでござります。この点についてわかる範囲で外務省並びに運輸省の御答弁をいただきたいと思うわけでござります。

○説明員(馬淵勝夫君) お答え申し上げます。

今先生御指摘になりました日米ソ三国の北太平におきます民間航空機の飛行の安全に関する協議でございますが、これは先週モスクワにおいて行われました。この協議は、二月の末から三月の初めにかけましてワシントンで行われました三

回間の第一回目の協議に引き続くものでござります。この協議の内容につきましては、現在交渉中の段階にもございまして、三カ国間の約束によりますので、言及することはこの場では差し控えさせたいだまといふと思つておきますが、いかにいたしましても、今後とも外交ルートで詰めていくことになつております。

次回会議の時期、場所等につきましては今後外交ルートで詰めていくことになつております。

○矢原秀男君 私が心配をいたしておりますのは、空の危機管理ということで米ソ首脳会談の、このニューヨーク・タイムズの報道による限りで

は、協議の内容といふものが、一つは、ソ連の国営航空アエロフロート機の米国乗り入れと米民間機のモスクワ乗り入れ、二番目には、文化科学協定、三番目は、ニューヨークとキエフに総領事館の設置など、両国の実務的な懸案事項といふものが即時合意に達する見通しだと、こうなつてゐるわけです。

私が今、小島先生の同期の会長にも陳情を受け、そうして遺族の代表として大韓機事件の徹底究明をと、こういうふうに本当に血を振り絞る訴えをされている川名会長。私は、この危機管理といふものが、大韓航空機の轍を踏んだらいけない、こういうことが明らかになつていて以上は、我が国としては、この会議が例え秘密協議であろうと何であろうとも、二度と民間機のこういう悲しい事故といふものを一切起こしてはならない、人命を大事にする、そういう考え方を基本的にまづきつと外務省はしておらなければ、運輸省ももちろんだと思うんですけれども、人間の命が地球よりも重いといふ言ひ古されている言葉でござりますけれども、二度とこういうことを起こしてはならない。

そういう意味で、我が国としてはソ連やアメリカのこの強大二国に対しても強くその基本姿勢というものを持つていかなければいけないと思

います。それは極秘会談であろうとなかろうと、世界に向かって日本の外務省や運輸省が胸を張つて姿勢はきちっとしていかなければならぬ。そういう姿勢はソ連やアメリカに十分伝えてあるのかどうか、そして初めから終わるまでそういう基本的な理念というものは徹底的に訴えていくのか、そういう点を、本来であれば外務大臣に私伺いたいところでござりますけれども、そういうわけにはきよはいきませんので、外務省に、まあ外務大臣にかわってまずそういう面はどうなつているのか伺いたいと思います。

○説明員(馬淵睦夫君) 先生御指摘のとおりでございまして、大韓航空機事件におきまして二百六十九名のとうとい人命が奪われたわけでござります。こういう悲劇の再発は二度と起こらないよう防止しなければならない、そのためにはどうとは我々含めましてすべての義務であろう、関心事であろう、こういうふうに強く認識しておる次第でございます。

今行われていますこの日米ソの協議が、北太平洋の航空路における安全性を高めることとなるよう切に希望しておりますし、我が国としてはできる限りの努力をしてまいりたい、そういう姿勢で臨んでいるところでございます。

○矢原秀男君 ジャ、最後にこの件運輸大臣にお伺いをするわけでございますが、日米ソの協議の中で新航空安全協定が締結される可能性、これは大韓機事故という大変な事故等を踏まえて必ず私には結ばれなくてはいけない、このように思うわけですが、ございますけれども、その点の見通しというものはいかがでございますか。

○政府委員(西村康雄君) 本北太平洋の航路の安全につきましては、航空交通の安全を管理しておられます運輸省といたしまして極めて強い関心があるわけでございます。今回の日米ソの協議にも私どもの方からも参加いたしまして、この新しい日米ソ三国間での合意というものがぜひできるよう期待しているわけでございまして、そのための努力を続けているわけでございます。

私ども、この問題は、なかなか過去のいろいろな経験があつて簡単に三国間の合意というものに達することはいかない多くの問題を抱えておりますが、しかし、そういった中でも何とか三国の合意ができる少しでもこの北太平洋航路、極めて重要なこの航空路の安全を確保するように合意の成り立つ努力してまいる所存でございます。

○矢原秀男君 この点最後になりますが、運輸大臣、我々も過去から見ておりまして、原水爆の体験をした日本の國、これも世界的にはなかなか生かされておらないよう思うわけでございます。今回の大韓航空機の事件を通して、軍事優先の、非常に冷酷な、極端な人命軽視、そして非人道性というものだけが浮き彫りになつてゐることもまた事実でございます。そういう点で、運輸大臣として、今後これは大きな課題だと思うわけでござりますけれども、各國を通じての安全に対する方途について最後に伺いたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 今局長からも御答弁申し上げましたとおり、人命尊重が第一義的でなければなりません。ただ、これはソ連という意味ではございませんけれども、やはり国によつて考え方とかいろいろ違う点はやはりあると思うのです。ですから、その国にとって、国家安全のため、機密を侵されるとときは、何物よりもそれが大切だという場合にいろんな手段に出られることがあるだろうし、そういうことだけでもつて人命をたくさん失うようなことをしなくてもいいのと、国によつて実情が違いますすればそう思うこともある。

あらかじめ申し上げておきますが、これは私はあえてソ連ということですと誤解を招きますから、そういう国情がいろいろ違う場合にはそういう問題も起きてくる、そういうものを克服してで、も人命の尊重については今後努力しなきゃならぬという点を申し上げておきたいと思います。

○矢原秀男君 どうか努力をしていただきたいと思ひます。

では、公用飛行場周辺における航空機騒音に

による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について二、三質問をしたいと思います。この提案の経緯を歴史的に見ておきますと、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律というものが、公用飛行場周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離発着の頻繁な実施により生ずる損失の補償、その他必要な措置について定めております。そして、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として昭和四十二年に制定をされながら、その本法に基づき、空港周辺対策というものが、学校や病院等の騒音防止工事及び共同利用施設の整備に対する助成、建物の移転補償及び土地の買い入れ等の措置が講じられてきております。それが今日までいろいろの問題を抱えながら、あるときは解決をし、あるときは未解決であるけれども前進をしながら今日まで来ているものでございます。

ここで一つ質問を申し上げたいわけでございますが、大阪国際空港騒音調停申請事件の概要といふものが、四十八年の二月から五十一年の二月にかけて伊丹、宝塚、尼崎市及び大阪市の住民から、大阪国際空港において発着する航空機の騒音、振動のためとして、九点の問題点に絞って調停事件になるわけでございます。これはそのほか西宮そうして川西等々あるわけでございますけれども、住民や家族のやはり心配事というのは、調停で話がしていくいかないにかかわらず、空港が現存する限り、都市密集の中ににおける例えば阪国際空港のようなものは、その飛行場がある限り、今から申し上げる問題点というものは常にについて回るわけでございます。

一つは情緒的な影響と不快感、二番目には日常生活の妨害、三番目には睡眠の妨害、四番目には聴力機能の低下、五番目には子供の教育環境の悪化、六番目には老人、乳幼児、病気療養者などの被害、八番目には航空機事故に対する危険感、九番目には家屋の損傷等の被害を受けている等々、

こういう問題は裁判で解決するしないにかかわらず、世界で一番の都市過密の中に位する大阪国際空港というものがある限り、周辺に家庭がある限り常にいろいろと今申し上げた問題点というものは、大なり小なりそれぞれの家族の方々が常に受けているわけでございます。そういうことに対してもやはり運輸省として少しでも、憲法の二十五条にござりますように、快適な文化的な生活を最低限度に守るためにはどうすればいいのかという努力というものもまたこれは行政機関としても必要であろうかと思うわけでございます。

そういう意味で、私が今申し上げた九点、いろいろと運輸省としても常に頭に置いていらっしゃると思うんですけども、これらの前進的な対策、そういうものが常に前向きで進んでいると思うんですけれども、それについて伺いたいと思うんですけれども、それについて伺いたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) 今先生から九項目について問題点、お話をあつたわけでございますが、これらの問題につきましては大阪国際空港の調停の際地元民が現実に問題として提示したことでござりますので、私どももこれらとの問題点については誠実に取り組んできておりますし、また今後ともそれらについてそういう基本的な考え方で対処してまいりたい。

ただ個別の具体的な問題について申し上げますと、情緒的な影響と不快感がある、あるいは日常生活にいろいろな妨害が生ずる、あるいは睡眠の妨害が生ずるという三つの問題につきましては、航空機の飛行がございますとどうしてもこれは出てくる問題でございます。そういう意味で、これらの現実に生じました被害につきましては、これからの一連の調停手続におきましても具体的な金員の支払いという問題で応じていく考えでございます。そしてまた、こういう被害が発生しないようにならぬの諸対策を進めていくということを強力に考えていただきたいし、また周辺の対策もあわせてやっていきたい、ということは繰り返し申し上げておおりでございます。

ところで、能力機能の低下という問題につきましては、実は昭和四十五年から十年間私どもも医学の専門家に調査をお願いいたしまして、その結果はどうもそういう低下はないというお答えをいたしております。しかしながら、こういった周辺住民の健康の保持ということは非常に重要なことでござりますので、一般的な健康の保持というたまに、公益法人の航空公害防止協会によりまして巡回の健康診断ということをやっておりますが、このような対策は今後とも続けていきたいということをございます。

それから、子供の教育環境の悪化、老人、乳児、病気療養者などの生活環境の悪化という問題につきましては、生活環境というものが、空港周辺の騒音ということだけではなくいろいろな社会的条件が複合して出てまいりますものでございまして、一概にどうだということは非常に言いにくいくことでございますが、騒音がそういった問題に寄与するような部分につきましては、ともかく騒音による被害を除去するということで、住宅の防音工事あるいは学校、病院等の防音工事といふことをし、また地元で使える共同利用施設の整備をやつてきておりますが、こういう諸対策は今後ともやつていきたいというふうに思います。

それから、事業や業務に対する被害というものは、あるようないいようなことで、直接的なものが、具体的に仕切るようなものがあるといふふうには思っておりません。

また、航空機事故に対する危険感というものの存在につきましては、やはりこれは空港が有立する以上、そういった周辺の住民が安心感を持つて生活していくだけが重要でございます。

それで、航空機の航行の安全確保ということをいふので、航空機の対策を強化していきたいということです、事故の防止ということに万全を期していくべきふうに考えております。

それから、家屋の損傷等の被害がある、空港周辺で屋根がわらの被害が生じたという事件でございますが、この問題につきましては、昭和五十六

年三月以降、年間数件程度が出ているわけでございます。この問題につきましては専門的な調査をしたわけでございますが、どうもその被害が航空機の運航に伴って生ずる、いわゆる航跡乱流の影響によるのかどうかという点はどうも明確にできなかつた。要するに、そういう乱流でかわらが削れるほどの強い圧流が生ずるというふうにはどうもどう測定しても出でこないということであつたわけですが、しかし、明確に確認できないからといつてこのまま放置しておくということは適当でないわけでございますので、航空公害防止協会の協力を得まして、五十八年の四月から屋根がわら等の被害の救済対策ということをとりあえず発足させております。

今後とも空港周辺の住民の方々の御意見を聞きながら、また地元の地方公共団体の御協力も得ながら、できるだけ具体的な問題に即してきめ細かな対策をやつていきたいというふうに考えています。既にDC-8という機種はもうなつかしくなっています。既にDC-8という機種はもうほとんどなくなりました。そして767というような機種もおわかりでございますが、日本の方が割に早日早目にとやっているんじや等の被災の救済対策といふことをとりあえず発足させております。

○矢原秀男君 ゼひ今後とも努力をしていただきたいと思います。

次に、空港周辺の環境対策の一環でございますけれども、まずこれには三つの問題があることは皆さんもおわかりでございます。一つは発生源の対策、二番目は空港構造の改良、三番目は空港周辺の対策。今空港周辺の対策を申し上げておったわけでございますが、この発生源の対策の中でも、二十一世紀を志向する日本の科学技術の粋を集め

る非常にすばらしいものがあるわけでございます

けれども、機材の改良という立場の中で、低騒音型の機材というふうな開発、そうして航空局としても非常にこの問題は研究に倣する、そういうふうなものがあるのかないのか。例えば現用機でございまして、新しい最近の例えばボーイングの777というものは騒音コンターラーの面積比、例えばW ECPNL七十五の面積比で申しますと、それが百分の七というふうなことになるわけで、そういう点から申しますと低騒音機の採用というのが一

いるとか、そして新たな機種としては、今私が申

し上げた低騒音型の機材、発着についてもそれだ

けの滑走路が要らない、そういうよろいろいろ

な問題があらうかと思ひますけれども、その機材

改良の世界の水準と、日本の運輸省としてはまだどういうよろなところに目標を置いているのか。発生源対策のうちの機材改良、こういうことで伺いたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 具体的には局長が詳しいかも知れませんが、私の知っている点を答弁申します。

いたいと思います。

改めに、外國からの航空機がまだそういう飛行機で乗

り入れてくるという余地もあるわけですが、そ

ういった点では、一つは騒音基準適合証明制度が航

空法の改正によつて発足しております。これはI

C A O の基準に従つてやつておるわけですが、そ

うが、ただ各國とも急速な低騒音化といふことが

なかなか困難だという事実を認識しております

て、少なくとも新しい騒音基準をすべての航空機

に強制するというのは昭和六十三年度まではや

りませんでした。それ以後は低騒

音化がさらに国際的にも推進できる体制になると

いうことで、それにひとつ期待しているわけです

が、そのほか私どもがあとやれるのは、先ほど先

生もちょっととお触れになりました運航方法の改善

の問題でございます。この問題は御承知のよう

に、飛行場を出ましたら急上昇するとか、進入を

するときにできるだけエンジンを絞つて入つてく

るとか、いろいろなやり方がありますし、さらには

飛行経路についても十分考慮する、滑走路の使用

も、できる限り騒音の少ない方向へ滑走路を

使うというような運航方法の改善ということでも

ございます。

こういうことも総合的にはやはりかなり低騒音

の問題としてやつておけるわけでございますが、

ただ、こういったことも飛行機の能力とということ

との関係がありますので、一応限界はございます

が、可能な限りこういった対策もやっていきたい

ということで、私ども環境基準の達成に向けて

やる対策としては、この発生源対策をできるだけ

強力にやっていくことで対処していきたい

と考えております。

○矢原秀男君 もう一つは、発生源対策の中で、

運航方法の改善についてはお話を今伺つたわけ

すけれども、発着規制で夜間運航の規制といふ

のは今がもう限度なのかどうか、この点はいかが

でございますか。

○政府委員(西村康雄君) 御承知のように、騒音の問題の大きい空港では夜間の運航をそういうダメを組まないということで対処してきておりました。しかし、空港というのは各地と結ぶという機能を持つております以上、夜間の運航というものを現行以上に抑え込む、夜間の運航時間をさらに繰り上げるというようなことをいたしました。もう空港としての機能が著しく削減されると、いうことでございますので、現状で、住民の生活もまあまあ多少の無理がございますでしょうか、お願いしている状況でございますので、運航時間の問題については、どうしても現状以上にはなかなか強化するというわけにはまいらないというよう考えております。

○矢原秀男君 次の空港構造の改良の中でも幾多あるわけでございますけれども、空港内の緩衝緑地、防音林の設置といふものは、これはもちろん非常に大事な課題でございます。これが計画どおりに進んでいるのかどうか、その点はいかがでござりますか。

○説明員(松村義弘君) 防音林の設置、それから緩衝緑地帯の整備につきましては、用地買収その他のいろいろ地元との折衝事がございます。そういう問題を関係者の努力によりまして一つ一つ解決しながら、遅くはありますけれども、着実に対策を講じている最中でございます。予算の制約が厳しい折でございますけれども、こういった方面には優先的に予算を配分しまして、今後ともそういった努力を続けてまいりたいと考えております。

○矢原秀男君 住宅防音工事の実施状況ですけれども、全国ではその対象世帯数が十六万三千世帯ですけれども、五十九年度末実施見込み世帯数は約十四万弱、残る二万五千世帯については六十年度で完了の予定、こういうふうにデータ等では定どおりに進捗していくかどうか、この点はいかがでございますか。

○説明員(松村義弘君) 六十年度で今我々力を入

れてやつております空港は四つございます。大阪国際空港、福岡空港、名古屋空港、それから函館空港でございます。事業の進捗状況を我々逐一チェックしておりますけれども、大阪国際空港、福岡空港、名古屋空港におきます民家防音対策は、ほぼ予定どおり六十年度末で終了いたすと思つておられます。函館空港につきましては、ちょっとと地元の処理能力の関係がございまして、今鋭意対策を講じておりますけれども、もしかすると六十一年度にずれ込む可能性がございます。

○矢原秀男君 私が先ほど申し上げた九点についても非常に絡んでくる問題でございますから、努力をしていただきたいと思います。

○説明員(松村義弘君) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条二項に、「航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号」、学校、病院、住居等ですが、「に掲げる建築物の建築をしてはならない。」W七十五以上の防止地区並びにW八十以上の特別地区内においては、都道府県知事がやむを得ないと認めた場合以外は建築物の建築はしてはならないと明記しております。このように成田空港に限つては、都市計画上、騒音防止地区及び特別地区の指定された地域には新規の建築はできておりません。また、やむを得ないと認められて建築した建築物においても航空機騒音防止の設備をつけなければならぬと記されております。しかし、この条項は他の空港には適用されていないわけでございます。したがって、大阪空港においては三種区域、二種区域であつても輸入者並びに新築、建てかえは禁止ではない。これらについてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) ただいま特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法についてお話をございましたが、この法律は、まだ空港の周辺が都市化していらないところの空港で、将来が都市化するおそれがある、こういうときに、その都市化

を食いとめて航空機騒音問題が周辺で起こることを防止しようという趣旨でつくった特別措置法でございますので、先ほど引用されましたように、その周辺の航空機騒音障害防止特別地区では建築物の建築を原則として禁止するという手法をとつておられます。

これに対しまして、大阪国際空港は今や完全な密集した都市のど真中にございます。このところではこういった建築物の建築の禁止ということでは対策をするというわけにはいかないわけでございませんして、やはりこれから必要なことは、どうやって周辺を緑地化していくか、工夫をしていくかというところでございます。現在まで、三種区域あるいは二種区域といふところで緑地化をやり、また移転跡地といふものがございますが、こういった移転跡地等を転換しまして、今後周辺に都市計画的手法で積極的に緑地をつくっていく、そういう形で空港の周辺対策を進めるという手法をとつていて空港の周辺緑地化をやり、また移転跡地といふことが適切でございます。大阪国際空港につきましては、既に大阪府が都市計画という手法でこれから周辺の緑地化をやっていきたいということを持っています。大阪国際空港は既に大阪府と協力しまして、都市計画的手法で空港周辺の環境改善ということをやって問題の解決を図っていきたいというふうに考えております。

○矢原秀男君 空港周辺環境対策の発生源対策、このうち機材改良、発着規制、運航法の改善等々を今具体的に伺つたわけでございますが、先ほどからも質問いたしておりますように、空港周辺の対策、特に大阪国際空港等に対しましては、土地利用の立地規制の問題、計画的な土地利用の問題、また補償等の防音工事、共同利用施設整備、移転補償等々の問題、多くの課題を残しているわけでございます。こういうふうな問題について重ねて大臣の御答弁を伺つて、私の質問を終わらいたいと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) 先ほど来、るる航空局長からあるいは飛行場部長から御説明申し上げておられますとおり、とにかく今までこの騒音対策をするおそれがある、こういうときに、その都市化

に要した経費も並み並みならぬものでございましたて、私もはつきり覚えておりませんが、少なくとも五千億以上の金がかかっておると思ひます。それだけのものをかけて、今後にわたつてまたやはり、先ほど来憲法の話もございましたとおり、いかなる犠牲を払つてもこの地域における方々をそういう騒音から守るということは、はつきりとバツクボーンとして航空行政の中にやつていかなきやならぬというふうに考えておる次第でござります。

○小笠原貞子君 大阪や福岡はもちろん各地の飛行場周辺の騒音の問題を調査させていただいてまいりました。我々は、調査して、そしてその時点ではこれは大変だねといつても帰る家が別にございませんして、やはり騒音公害というような問題はそこに実際住んでみなければ本当の苦しみがわからぬ。そして丈夫な者は耐えていけるし、神經の太い者はたくましく乗り切つていいけるけれども、やっぱりその中で細い神經の持ち主は随分被害を受け苦しんでいらっしゃる。

そういうことを考えますと、今度法律の対象となつてゐる大阪、福岡の方々も、まだまだ不十分な中で大きな期待を持って対策が講じられていると思うわけですから、本案によって大阪と福岡の機構の統合ということになるわけでございます。数があればいいものというわけではございませんけれども、やはり心配いたしましたことは、ますます行政に対する要望、需要が多いという中で統合されていくということは、確固たるそれにに対する保障がない限り、私は、一生懸命以後はやりますというだけでは、これは非常に不安でございまして、この法律についても我々は賛成しかねるという立場に立つものでございます。そういうこ

とをお考へになりまして、本当に言葉じゃなくて、そこに住んでそこで生きていかなければならぬ者の立場に立つての今後の行政というものに責任を持つて対処していただきたい。

いろいろと同僚の議員から質問もございましたので、私の立場と要望を申し上げまして、次に私

は、騒音も大変だけれども、具体的な航空機事故について伺っていきたいと思います。大臣も航空問題非常に関心を持って並み並みならぬ知識を持ついらっしゃるということでおざいますから、きょうは直接大臣に伺うということは余りないんですけれども、大事な問題でございまして十分に聞いておいていただきたいと思いま

す。

まず最初に取り上げます問題は、北海道の中標津空港で五十八年の三月に日本近距離航空のYS-11の墜落事故というのがございました。航空事故の発生防止の上からも、本当にこの場合は幸いなことに機長以下全員生きていらっしゃるわけですから、このところ徹底した原因が究明されても、もうこういうことが再び起きないようになります。

そこで事実関係からお伺いしたいと思います。この事故の原因究明において当然大事なことは、機体についての調査、機体がどのような調査、中でもプロペラやエンジンの詳細な調査というものが非常に大きな問題になってくる重要な視点にならうというふうに思うわけでござります。事故調の委員長お出ましをいただきまして、具体的に伺わせていただきたいと思います。事故調がプロペラ、エンジンの調査を住友精密、三菱重工にお出しになつていらっしゃいますが、いつ、どの工場でどのような項目についての調査を依頼なすつていらっしゃいますか。簡単にお答えをいただきたいと思います。委員長おわかりになります。

○説明員(星忠行君) 技術的な分につきましては、私事務局を掌理しております航空事故調査委員会事務局長でございますが、私からお答え申し上げます。

エンジンとプロペラにつきましては、多方面からの調査を行いましたので、特に一ヵ所で集中して行つたと申しますよりも、それぞれ必要な段階で必要なところに調査を依頼しております。それで、まずエンジンのコーン部分の調査と申

しますのを、航空局の羽田の格納庫におきまして事故調の調査のみずから手で実施しております。それからエンジンの分解調査と申しますのを、羽田でやりましたのはコーン部分の分解調査でしたので、さらにもつと詳しい分解調査を三菱重工業の名古屋航空機製作所で行つております。それからプロペラの方でございますが、左右のプロペラの分解調査は、事故後、羽田にございます東亜国内航空、これは事故を起こした会社ではございませんで、別の会社ですが、同様の機体を扱っておりますので、とりあえず羽田の東亜国内航空の方に持ってきてプロペラの分解調査を行つております。それからさらに、プロペラのある種の部品につきまして詳細な調査が必要となりましたので、関係の部品を、羽田にございます事故調の一一種の実験室でございますが、施設でもって調査を行つております。それからさらに、部品の一種でございますが、第二プロペラの破断面の調査を行つております。

そのように諸種の調査を各所において必要な調査を行つております。それからさらに、部品の一つでございますが、第二プロペラの破断面の調査を行つております。

○小笠原真子君 いろいろとお調べになつたと思って、具体的に伺わせていただきたいと思います。事故調がプロペラ、エンジンの調査を住友精密、三菱重工にお出しになつていらっしゃいますが、いつ、どの工場でどのような項目についての調査を依頼なすつていらっしゃいますか。簡単にお答えをいただきたいと思います。委員長おわかりになります。

○説明員(星忠行君) 技術的な分につきましては、私事務局を掌理しております航空事故調査委員会事務局長でございますが、私からお答え申し上げます。

エンジンとプロペラにつきましては、多方面からの調査を行いましたので、特に一ヵ所で集中して行つたと申しますよりも、それぞれ必要な段階で必要なところに調査を依頼しております。それで、まずエンジンのコーン部分の調査と申

しますのを、そのどこの場所にどれだけの傷があるかといったような、その実態面での調査につきましては、これを分解いたしましたりするような専門の道具、工具を持ったところ、それから一定のマニュアルを持っておりまして、それに従つて日常専門技能者を有するところの手で行いませんと、こちらにはそのような道具とか、あるいは専門技能者がおりませんので、整備会社の手で調査せざるを得ないといったような場合がございます。

ただし、調査には必要に応じまして航空事故調査官がすべてどういう作業をしるということを指示をいたします、あるいは必要に応じて立ち会いをいたします。その上で行つておこなつて、これは部分的な調査を依頼したものであつて、その事故原因とか、そういうような総合的な判断にすることはあくまで委員会の手で行つております。また、必要があります場合には大学教授等学識経験者を専門委員に委嘱いたしまして、このエンジン、プロペラの場合もそうでございますが、その専門委員が最終的に調査結果を総合分析して判断をする、こういう立場でやつておりますので、原因関係企業という立場でそこに調査を依頼した、つまり原因関係者に深く関与させたといふには考へておりません。

○説明員(八田桂三君) ただいまのお答えに対しても、ちょっと補足させていただきたいと思います。確かに住友精密とか三菱重工の名古屋製作所でそれをお専門にやつている。まさに航空機に密接に関連する利害関係企業と言わざるを得ないんですね。委員長にもお伺いするんですけども、事故調としては、こういう利害関係のある会社ということを承知の上で調査を依頼されたというふうに認識してよろしくございます。

○説明員(星忠行君) 事務局長ですが、私の方からとりあえず考え方をお答えいたします。経過を申し上げます。

エンジンとかプロペラを分解をいたしましたり、あるいは部品の精密な寸法を測定して、どこがなぜかそういうところでもできる場合もあると思いますが、完全にばらばらにして、何千時間と決まつておりますが、そういうときにはそういうライセンス技術を持つたところでなければいけませんので、そういうところでおーべーホール

それから、今最後に局長から専門委員を頼んでいたよな、その実態面での調査につきましては、これを分解いたしましたりするような専門の道具、工具を持ったところ、それから一定のマニュアルを持っておりまして、それに従つて日常専門技能者を有するところの手で行いませんと、これはもう大多数の見識ある者が指摘しているわけです。そういう教訓を生かして事故調査企業、つまり製造、改造、整備などのその企業そのものが調査に主体的に入り込んだということは、これはもう多くの見識ある者が指摘してきましたのは、原因究明の場合ですね、航空機関係企業が、不十分だと言わざるを得ないけれども、設置されたわけでございます。

私はその設置法のときの議事録を全部読ませていただきました。調査委員の任命に当たって何でその当時審議され、議事録に残っているかと申しますと、設置法第六条で、「科学的かつ公正な判断を行なうことができる者」となつております。そのため、航空運送事業者や航空機やその装備品の製造、改造、整備を行う関係者はすべてその委員になれないことになつてゐる。

つまり住友精密や三菱重工などの関係利害企業や従業員は公正さに欠けるという判断があつて、独立した事故調査委員会というものの権限を持つて調査するようにというのがこの趣旨になつてゐるわけです。だからこの設置法のときの、そして今もそうでなければならぬ趣旨から考へても非常に大きな疑惑が残らざるを得ないと、私はここではつきり言いたいと思います。その辺のことの認識がないとなれば、事故調査委員会の性格そのものが大きな問題だと私は指摘せざるを得ません。

なぜそれが関係企業でなければできないか、技術がないからだ、金がないからだ、だからそういう関係企業でも仕方がないんだという姿勢では事故調査としての責任は果たせない。

例えはエンジンのオーバーホール、石川島播磨でもやつていたでしょう、技術はありますよ、ということを考えますよね。そして事故調査としてはどういうことが必要か。これも四十八年九月十八日の議事録を読んでたら、当時の運輸大臣が、「事故が起つたから初めてそこで調査研究するというのじゃ、間に合わない部分がたくさんある」

「これは事務局もあることですから、ふだんからそういう調査研究をしていただいておいて、」と、金がないなら、大事な人命を預かる航空機事故なんだから、もつと予算をよこせ、技術者はほかにいるかどうか調べて独立した科学的で公正な調査、これを徹底してやるということが必要だと思っています。

そこでお聞きしたいんですけど、いろいろ電話で指示してやつたとおっしゃるけれども、いろいろ解説で名古屋だと尼崎で立ち会つて、いつ、だれが、いつでもそこで立ち会つて調査なさつたのかどうか。そうじゃないですね、多分、いかがですか。

○説明員（星忠行君） 例えはエンジンの完全分解調査を行うときには調査官が現実に立ち会つておられます。ただし、破断面の寸法を単純に測定したりあるいは顕微鏡写真を撮るといった作業の場合には必ずしも立ち会つておりません。

○小笠原眞子君 だから、利害関係企業であつて、立ち会つてずっと見ているなんらまだという考え方もあるかも知れないけれども、立ち会つていらないというような、そういう点を私はここではつきりさせなければならないと思うんです。利害関係企業に調査させることに重大な問題がはらんでいるのに、そればかりか肝心の事故調もいないときがある、これでは本当に、勘ぐつていけば証拠隠滅、改ざんがいつでもできるというふうに考えられるんですけれども、そういう不安はないですか。私は当然その間に、いないところなんだから幾らでもできると思うんですが、どうですか。そういう不安を感じられませんか。委員長いかがですか。

○説明員（八田桂三君） 今、星局長から申し上げましたような、例えば金属材料の破断面の詳細な調査では、そのときにはもちろん金属破断面のマクロの調査などは私どもで十分いたしておりまして、それをそういう顕微鏡写真を撮つてやるという非常に細かいことでございますが、それは純技術的に申しますとすぐわかるし、ごまかすというふうなことはほとんどできない。だからそういう意味から私どもとしては、それからそれをまた、そのものはあるわけでございますから、もし疑問に感ずればすぐ今調べていただくことも可能な、今現在物がある限りはそういう破断面なんかは現在調べ直せばもう一遍でも調べられるものでござりますから、今御指摘のようなことについて私自

○小笠原貞子 ところで、エンジン、プロペラの分解調査に自分たちも立ち会つて、そして見たまゝ写真も撮りたいということは、当該乗員が事故調にそういうお願ひをなすったわけですよね。そのときにそれはだめだと言われたのは、一体なぜだめなんでしょうか。

○説明員(星忠行君) 経緯でございますので私から……。

事務局の方を通じて要求がございました。これは、操縦士として自分の起こした事故機のプロペラの部品とか、それがどういう状況になつておるかやはり目で部品を確認したい、あるいは写真を撮影したいという申し出がございました。しかし、これは実は警察の方の押収物件でございまして、事故調が鑑定依頼を受けているものでございまます。が、基本的には警察の押収物件でございます。警察の押収物件である以上、この要望に対しても、事故調としては写真を撮るぐらいは構わないということも言えるわけですけれども、やはり基本が警察の押収物件である以上、操縦士がその部品を見たいとおっしゃる場合には一応警察の許可をとつていただきたいというようご回答いたしました。

○小笠原貞子君 これがまだ原因究明しなければならない段階ですね。究明しなければならない段階は、だれが間違つていたんだというその原因がはつきりしていいわけですよね。そうすると、乗員の方に間違いがあつたかもしれない、だけれども、その整備とか機体そのものの方に問題があつたかもしれない、両方いわば被疑者なわけだ。それなのに片一方の方には、その関連企業、その片一方の方にはどんどん見せているでしょう。乗員組合の人がこういう申し入れをやつたというのは五十八年の六月二十六日ですよ。その後五十九年の十一月二十五日にプロペラ検討会というのをやっていますね。五十八年の十一月二十日、プロペラ検討会、場所は全日空整備本部技術部大会議室において、出席者、事故調三人、平

栗、望月、小野、TDAが越口、古賀、三義重工が塩原、小野村、住友精密が里見、ANAが指宿、藤浪、吉田、NKAが野村、丞徳。両方が問題抱えている、調査しなければならないところでの肝心の企業の方には見せておるでしよう。見せるどころか、そこで調査をさせておるわけですね。五十八年十一月二十五日にプロペラ検討会というのをやつたでしよう、今のメンバーで。それからもう一つ、五十九年一月三十一日から二月二日、エンジン分解検査というのをやっておりますね。このエンジン分解検査に参加した人はだれだれだ。事故調から江守さん一人です。NKAから野村さん、ANAから藤浪さん、三菱重工、何と十三人でしよう、これ事実ですよ。

○説明員（星忠行君）　ただいまのは現在手元に資料を持ち合わせておりませんので、事実かどうか確認できません。

○小笠原貞子君　こんな大事なことも確認しないような事務局だめだわ、委員長、これ事実なんです。確認してくださいね、ちゃんと調べてください。

そうしますと、警察に押収されているだのなんだのとおっしゃるけれども、最も関係の深い企業に、大体三菱だけで十三人のメンバーでしよう。そして一方の乗員組合、自分たちの問題として見たいというものは排除している。まさにこれは一方的な、何かを意図したやり方だというふうに私は言わざるを得ないんです。

ところで、事故調として調査を依頼されたわけですね、プロペラとかエンジンとかの、その調査報告書、依頼されたんだから調査報告書というのがあるはずだと思うんです。国会、当委員会に御提出いただきたい、いかがですか、住友、三菱から。

○説明員（星忠行君）　ちょっとその前に、先ほどいろいろ事実の確認についてお話をございましたけれども、いろいろ具体的な個人の名前あるいはその場所、日にち等詳細におっしゃいましたので、その点につきましては今手持ちの資料がないと申

し上げたわけですが、恐らく先生の方に資料があればそのようなこともあつたんだろうということは特に否定いたしません。

それで、その場合には、我々が鑑定嘱託を受けたり否定はいたしません。

専門のエンジンとかプロペラについて知識を有しておる専門技能者の協力を得てそういうこと

をやつておるし、先生が名前を挙げられたところによりますと、事故調査官もちゃんとその場にいて一緒に必要な調査をやつておるわけでございま

す。

それから一方、操縦士に見せなかつたというお話をですが、操縦士とか副操縦士は、その当日現実に飛行機を運航しておつたその運航者としての立場から、どういう運航の状態であつたか、飛んでいる間に何か異常があつたのかなかつたのか、すべてそういうことは数回以上にわたり繰り返し事情を聴取し、あるいは聴聞会を開催してその意見を聞き、最後に報告書をまとめる段階でもつて原因関係者の意見聴取を、そういう手続がございまので、そこでも操縦士に報告書の内容を見せて意見を聞いております。したがつて、その面で操縦士、副操縦士には十分原因調査に協力をいたしておりますと考えております。

○小笠原貞子君 聽取した、聴聞会でも聞いた、

あなたの立場はそうなの。だけれども、今一番関心を持っているのは、この事故についてどこ責任なんだ、機体について、プロペラ、エンジンについてたくさん問題を抱えている、だから、本当にもつと具体的に、科学的に公平に研究してもらいたいというのが乗員組合自身から出ているでしょう。だから一緒に見せてくださいといふのがあります。だから一緒に見せてくださいといふのがあります。あなたは十分だと思っているけれども、当該乗員組合の人たち、機長もみんな専門ですよ、専門家だから、それじやもつと具体的に聞いてほしい、見たい、一緒に研究しよう、協力したいと言

つたら、先ほど委員長もおっしゃいましたね、いろいろなものがあるけれども、それをもう一遍見ておりますと、事故調査をする立場から、専門のエンジンとかプロペラについて知識を有しておる専門技能者の協力を得てそういうこと

とも可能だというふうにおっしゃったんだから、それじゃそういう要請にこたえるということをしていただきたいと思います。いかがですか、委員長。

○説明員(八田桂三君) 今のお話の御質問は、ま

ず最終的に、機長さんから写真を撮らせるとい

うのは、確かに警察の押収物件だとお断り申し上げました。そのときには私どもは既に、今先生が御

指摘のように、大勢の方の御意見を伺いながら私どもが主体的に調査しておつたわけでございま

す。そのときのメンバーの中には当然組合の方も

いろんな方をおられると思ひますけれども、とに

かくそれは私どもが調査官を初めそういう方々の

御意見を伺いたいということで、一生懸命に調査

して、その結果は、参考にはしていましたけれど

も、最終的な判断はまず調査官を行い、調査官の

判断に対してもがさらには判断を加えたり、あ

るいはもう一遍やらせるというようなことをして

最終的に判断をしてまいつたわけでござります。

そういう意味で、そういう方々、いろんな方に

いて十分な調査を私としては比較的公平にしてき

たつもりでございます。

最終的に、そういうものが全部済みまして、比

較的後のときに確かにパイロットの方から写真だ

け撮らせるというお話をございました。そのとき

私個人としましては、それをお貸しするとかなん

かということは、押収物件ということもございま

すし、そういうことはできないと言いましたけれ

ども、写真を撮らせるぐらいはいいのかとも考え

ますけれども、私はこの調査そのものが非常に問題を

しているんだから、みんなの衆知を集め、そして

再び事故が起きないような防止をしたいという、

そういう立場で物を判断していくだくということ

をしつかり頭に入れておいてください。

それで、事故調査委員会として住友、三菱に調

査を依頼なつた、その報告書は近距離航空は持つたでござりますけれども、押収物件といふのは、私はどうも素人と申しますか、責任は全部私にございますが、私どもの判断で押収したもので

も、それを私どもがその原因探求のためにばらしたりなんかするのは私どもの権限だと思いまして、したがつて、私どもの権限でこれを見せて、士だけなんですね。これはどういう調査があつたかというのを当事者である者が見ていないといふ

いう方には、いろんな会社の方々あるいは特別に

専門委員の先生方、学識経験者、そういう方にもお見せして、それは私どもが判断して必要だと思つてお聞きする場合は、警察に日々押収物件でも相談しないでやっていいんだと私は思つてやつております。

ただし、最終的なときには、写真を撮るぐらい

は私個人としてはいいような気もするんですけれども、私どもがそのときに、機長さんにその後調査して、私どもとして完全に、公平に科学的な原

因はそのエンジン、プロペラについてはわかっています。そのときには私どもは既に、今先生が御

御意見を伺いたいということで、一生懸命に調査

して、その結果は、参考にはしていましたけれど

も、最終的な判断はまず調査官を行い、調査官の

判断に対してもがさらには判断を加えたり、あ

るいはもう一遍やらせるというようなことをして

最終的に判断をしてまいつたわけでござります。

そういう意味で、そういう方々、いろんな方に

いて十分な調査を私としては比較的公平にしてき

たつもりでございます。

最終的に、そういうものが全部済みまして、比

較的後のときに確かにパイロットの方から写真だ

け撮らせるというお話をございました。そのとき

私個人としましては、それをお貸しするとかなん

かということは、押収物件ということもございま

すし、そういうことはできないと言いましたけれ

ども、写真を撮らせるぐらいはいいのかとも考え

ますけれども、私はこの調査そのものが非常に問題を

しているんだから、みんなの衆知を集め、そして

再び事故が起きないような防止をしたいという、

そういう立場で物を判断していくだくということ

をしつかり頭に入れておいてください。

それで、事故調査委員会として住友、三菱に調

査を依頼なつた、その報告書は近距離航空は持つたでござりますけれども、押収物件といふのは、私はどうも素人と申しますか、責任は全部私にございますが、私どもの判断で押収したもので

も、それを私どもがその原因探求のためにばらしたりなんかするのは私どもの権限だと思いまして、したがつて、私どもの権限でこれを見せて、士だけなんですね。これはどういう調査があつたかというのを当事者である者が見ていないといふ

のは私はおかしいと思うんです。

「委員長退席、理事瀬谷英行君着席」

そこで委員長にお願いしたいんだけれども、この報告書を当委員会に提出してもらうように後でお詫びをいただきたいと思います。

○理事(瀬谷英行君) 理事会で協議をさせていた

だきます。

○小笠原貞子君 ところで、時間もなくなつてきました。調査費用は、実はこれは日本近距離航空の方で費用を持つと協力の申し出がありました。調査費用というのは幾らだつたですか。

○説明員(星忠行君) 調査費用は、実はこれは日

本近距離航空の方で費用を持つと協力の申し出がございました。したがつて、私どもとしては費用について関知しておりませんので金額はわかりません。

○小笠原貞子君 やっぱり事故調の予算がないからね。本当なら事故調でしつかりした技術者とそ

して予算があつたら本当にもう気持ちよく調査な

ども、最終的な判断はまず調査官を行い、調査官の

判断に対してもがさらには判断を加えたり、あ

るいはもう一遍やらせるというようなことをして

最終的に判断をしてまいつたわけでござります。

そういう意味で、そういう方々、いろんな方に

いて十分な調査を私としては比較的公平にしてき

たつもりでございます。

最終的に、そういうものが全部済みまして、比

較的後のときに確かにパイロットの方から写真だ

け撮らせるというお話をございました。そのとき

私個人としましては、それをお貸しするとかなん

かということは、押収物件ということもございま

すし、そういうことはできないと言いましたけれ

ども、写真を撮らせるぐらいはいいのかとも考え

ますけれども、私はこの調査そのものが非常に問題を

しているんだから、みんなの衆知を集め、そして

再び事故が起きないような防止をしたいという、

そういう立場で物を判断していくだくということ

をしつかり頭に入れておいてください。

それで、事故調査委員会として住友、三菱に調

査を依頼なつた、その報告書は近距離航空は持つたでござりますけれども、押収物件といふのは、私はどうも素人と申しますか、責任は全部私にございますが、私どもの判断で押収したもので

い、こういうふうに私は思つてゐるわけですけれども、法務省に伺いますが、この事例でなくして一般的な解釈として、一方の利害関係者だけが貴重な証拠物件を預かり、その証拠物件の検査まで自分でやつている、このようなことは公正さを失いたるものと、一般的に解釈すれば当然だと思うけれども、いかがでございましょうか。

○説明員(東條伸一郎君) 今一般論でというお話をございましたけれども、私ども鑑定をお願いいたしておりますのは、法律家としての知識では足りないところを専門家に調べていただき、その知識や経験に基づきまして検査あるいは公判上参考となる御意見をいただこうということでございります。

〔理事瀬谷英行君退席、委員長着席〕

したがつて、一応そのような経過で出てまいりましたが、した鑑定意見というものにつきましては原則として十分尊重をしなければならないと思っております。

ただ、その鑑定書の信用性等の判断に当たりましては、鑑定に供せられました資料とかあるいは鑑定の経緯とかといふものにつきましては原則として十分に検討いたしまして適正に対処してまいりましたし、今後もそういうことでまいりたいと思っております。

○小笠原貞子君 そこで法務省にもお願いなんですが、いざいますけれども、事故調が原因究明に当たり調査についてさらに深めたいということで、事故調としてプロペラとかエンジンの部品を提供してもらいたい、押収されたものを見せてもらいたいといった場合には、ぜひ真相究明ということから御協力をいただきたいとお願ひするのでございますが、いかがでございましょうか。

○説明員(東條伸一郎君) 現実問題として事故調査委員会の方からそのようなお申し出があつたといた話を聞いておりませんので、これは仮定論といふことになろうかと思います。

それから手続的に、一応警察の捜査の段階で鑑定を終えたという形で事件が検察庁に送られて

おりますので、これからは、検察庁の事故原因についての判断上必要があり、それから事故調査委員会の方でもさらに、私どもの用語で申しますと一種の再鑑定といいますか補充鑑定といいますか、そういうものがどうしても必要だというようになります。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。そこで、そのボルトの頭の頭のところが、そのボルトの頭の頭のところが、そのボルトの頭が欠けておりました。ただし、穴の中に全部足が十本とも残っています。したがつて、これが疲労破壊ではなくて剪断を受けたということは、残つております十分の足の足の調査でわかりますので、四本のボルトは既に事故調の者が立ち会つたときにはなくなつておつたと聞いておりますが、その紛失自身は特にせんさくをしておりません。調査には影響がなかったといたします。

○小笠原貞子君 調査には影響なかつたというふうに評価するところに事故調に私は信頼が置けないという具体的な問題があると思うんですね。なぜなら、ボルトの頭側がなくとも破断面だけ見ればわかるとおつしゃいました。確かに一定のところは破断面でわかるかもしれません。しかし、問題なのは、このボルトというのが頭の大きいの、小さいの、長いの、短いのと、こういう種類がございますよね。だから、それがそれを位置に正しくはめ込まれていれば、しっかりと締めがあつてそして効果的にピッチ角度を変えるという役目をすると思うんだけれども、その正しくはめ込まれていたかどうかというのは、頭を見なければ、中だけではわからぬといふわけです。

○説明員(八田桂三君) 現在もそう考えております。今までもそのようにやつてきました、いろいろ御批判はいたしましたが、つもりでございました。今後ともそういうふうにやつていただきたいと存じております。

○小笠原貞子君 ありがとうございました。もう時間がなくなつちゃいましたけれども、大事な問題をお伺いしたいと思います。

プロペラについてですけれども、右のプロペラの取りつけボルトが十本ございましたが、そのうち六本しかございません。あの四本というのは一体どこにいつちやつたのか、そしてその四本の位置はどうなのか。もう時間がございませんしわけありません、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○説明員(星忠行君) 御指摘のボルトは、右プロペラのピッチ角度を変えるために、油圧とそのブ

ロペラの羽根のピッチを結んでおる部品を締める十本のボルトでございます。それで、それが通常では切れないはずでございますが、恐らく衝突時の衝撃によりまして一挙に剪断をされたものと推定をしております。ところが、そのボルトの頭の方が十本分ありませんで、四本は頭が欠けております。ただし、穴の中に全部足が十本とも残つております。したがつて、これが疲労破壊ではなく

て一挙にねじり剪断された、非常な外力でもつて剪断を受けたということは、残つております十分の足の足の調査でわかりますので、四本のボルトは既に事故調の者が立ち会つたときにはなくなつておつたと聞いておりますが、その紛失自身は特にせんさくをしておりません。調査には影響がなかったといたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。

○説明員(星忠行君) これも、ロッキング・セグメント・ボルトも、引き続いて一挙に剪断されたもので、その足が残つております。それから紛失については、確かにどこで紛失したかわかりませんけれども、あるいはグリースがあつてなかなかこぼれ落ちにくいという話もございますけれども、ボルトの頭以上の穴が四カ所あいておるといふこともありますので、数百メートルにわたつて散乱した機体から回収できなかつたというようこともありました。しかしいずれにしても破断面の調査には関係ございません。

それから部品番号、この十本のボルトは実は三種類ほど、長さも違いますし太さも違う三種類のボルトが使われておりますので、整備のときにどういう部品番号がどういうふうに出荷されておるという状況も全部調査しておりますので、整備時には異常にそれの位置にきちんと取りつけられてくれる、そうでなければ員数が合うわけがございませんので、その辺のところも一応調査はしてございます。

○小笠原貞子君 それは事務局長、素人の答えだ

はグリースでべたべたになつてゐるでしょう。飛んでいこうにもどこから飛んでいくのか。小さい穴が四つしかない。そこからうまくびゅつと飛んでいたなんというものではない。そうすると、この十本のうち四本足りないというのは一つの大問題点だということだと思ふんですよ。これは問題点だということを指摘したいと思いま

わ。だから破断面だけで見ればよろしいという問題ではない。やっぱりそこに正常に、本当に適切なところに、長いの、短いの、太いの、小さいの、きちっと入っていたかどうかというのは、上と比べなかつたら、下だけ見ていたつてわからないんですね。私もそれが非常に不思議だったからいろいろ聞いていたわけです。

ト・ボルト、これはなぜ調査報告書にも書かれてないんですか。これは非常に私はこの問題の重要なポイントになるとと思う。それをなぜ書かれてないのですか。

○説明員(星忠行君) プロペラが地上に当たったときの衝撃により一挙に、先ほどの十本のボルト、引き続いてその二本のボルトが、片方は油圧でもつて拘束されおりますが、片方はプロペラ

側のピッチが地上に当たって急に変わらうとする。そのねじりで一拳に剪断された一連の破壊過程である。その辺の破壊過程の大筋は報告書に示してござりますので、付随的に続けて起こった破壊であるということで、まあ記述はしてございませんけれども、当然そのように推定される、報告書をお読みいただけば、特に書いてはございませんけれども、そのように推定しておるということをごさいます。

○小笠原真子君　　こここの今言つたロッキング・セグメント・ボルト、私はこれはもっと科学的に徹底的に調べて御検討いただきたいとぜひお願いしたいんです。これは先ほどからおっしゃつてあるように、プロペラの羽根の軸を支える役割が極めて重大なんですね。この軸は物すごい力で締められてるわけでしょう。そしてこれをロックしている部分なんです。もしこのボルトが少しでも緩んでいたとしたらプロペラの振動が起こる。で、飛行中にもしも折れたり破片が挿つたりすると、プロペラの角度が動かなくなるのではないかといふことですよ。それを簡単に、読んでいただけばわかるからこのものについては具体的に記述しなかつたたどいうのは、これに対する重要なと

いう認識が事故調にはない、そういう確度の不十分な調査でしかないということがすべての問題に私はなってきているとと思うんです。結局不可解な問題がいっぱい残っていると私は言わざるを得ないんですよね。

先ほども言いましたように、何としても今度の場合は、機長も生きているんだし、そして機体も、私は北海道ですからよく知っていますよ、中標津、雪の中にすつと落ちこったんだからそんなに飛んでいらっしゃうものではないし、捜せなかつたなんというのはおかしいと思うし、四本足りないといふのは、初めに十本あつたよという証言もあるんだから。だから、疑惑の持たれないような、科学的で公正で、事故調査設置法のあの審議の中ではつきり言っていたような、そういう立場に立ってしつかりとした調査をしていただきたい。これは人命にかかる問題です。私も本当に乗る一員として、人命にかかる問題です。

それと同時に、校長、副校長、この人たちが生きているけれども、バイロットとしてまさに抹殺されいくじゃありませんか、このままではつま生きさせなければ。私はもつともつと調べたいと思います。そういう立場に立って、最後に、時間

になつたから終わりますけれども、委員長、しつかりした立場で、もう一つ進めて疑問の残らないような調査を考えていただきたいと思います。最後ですから、委員長の御決意をいただきたいと思

○説明員（八田桂三君）先ほど來何度も申し上げておりますように、今まででもそうしておりましたし、私どもは、きょうの御意見もよく伺いましたて、さらに反省すべきところがあつたら反省いたします。

今御指摘の点につきましては、私としては、技術者として、余り時間がございませんので詳しいことはございませんが、私としては自信を持っておる、確信を持つておるということで、ただし、それは現在、今、その御指摘のことに対してそうでございまして、広

い意味で、御指摘のように、何か新しくそういうことがあれば当然それはやるのが私どもの義務だ、そのように考えております。

二月の七ヵ月間で合計約七百便を減便する、こういうことを航空三社に通告し、その指導を行つておるといふように聞いておりますが、その理由は、委員の方々からもお尋ねになつたことは、委員の方々からもお尋ねになつたことは、何より、委員の方々からもお尋ねになつたことは、何より、委員の方々からもお尋ねになつたことは、何より、

○政府委員(西村康雄君) 大阪空港では御承知ですか、最名はそのことからお伺いをいたしました。西村康雄君の発着につきましては一日二百回ということで運用をしてきているわけでござりますが、五十八年の十一月からは、年間通じて

て一日二百回といふことの運用のために、實際に二百回発着しなかつた日が出てまいりますので、そういった出てこなかつた枠を後で使うといふうな仕組みをいたしまして、結局ピークの需要を

あるときこそういった使い足りない分を使うということは仕組みをいたしまして、全体としてジエット便の増便を実質的に確保する。特にシーザンズのときのジェット便を確保するということをやつ

てきたわけでございます。

りますと欠航する、そういうことでまだ一百回近く
いかない日があるわけですが、昨年は台風が少なかったものですから割合二百回の日が続いたとい
うことでございます。こういう状況でございます
ので、昨年はシーズンこま二百回を超過するよう

ダイヤを若干組めたわけですが、ことしはこのままいきますと余裕がないということ、シーズンにはどうしても三百回を超える便を維持することができない、やはり年間を通じて平均三百回とい

うようなことにすることは、今から少し減便を始め
ておかないと、一年を通じて二百回を超えてしま
うというような結果になることが予想されました
ので、関係各社にあらかじめダイヤを調整して御
協力をお願いした、こういうのが趣旨でございま

○伊藤郁男君 その七百便の減便の航空会社ごとの減便数はどのくらいになつておりますか。
○政府委員(西村康雄君) 日本航空はこれから二月までの間で百回、一日当たりにいたしますとす

〇・二五便でございます。それから全日空は二百八十四回、一日当たり〇・六七便でございます。東亜国内は三百五十回で一日当たり〇・八三便といふこと、元町駅前からも頗る便でござります。

○伊藤郁男君　JALが百、全日空が二百八十九、TDAが三百五十ということですが、TDAが三百五十、これ数字だけ見ますと大変多いようになります。

えますが、その理由はどんなところにありますか。

活用というような仕組みは五十八年十一月から始めたのですが、実はこの始めたときに、東亜銀行内について実際にジェット化を余裕枠を活用して認めてきたということで、もともと欠航がないと

これができない、あるいはほかのオフシーズンの減の協力がないとこれができないわけでございまして、非常に全体として窮屈になつてきましたので、そのときに東亜国内航空があやした分を今

回はちょうど御協力を多くしていただいたところでございます。なお、残る日航、全日空は、現実の運航の量に比例しまして御協力をお願いいたします。

て、最近は非常に需要が多いわけですが、六月から十二月ですから、結局一番利用度の多いところは夏ですね、それから年末年始も多くなってくる。そういう乗客の需要に対して、この減便策

策によって影響が出てこないだろうか。まあ夏と年末年始は特別枠というのが今まで認められていましたが、どういうような枠置によってそういうことが起らぬのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○政府委員(西村康雄君) 今回の減便も、できるだけピーク時の輸送力を確保するということのためにあらかじめ計画的に行つておこうということです、そのためにオフピーク時にはできるだけ今度は逆に便数を節約しておくといふようなことで、多客期の対策といふのはできる限り需要に応ずるような配慮をしております。

○伊藤部男君 それから、これは騒音との関係ですが、先ほども議論がございました。できるだけ低騒音の飛行機を導入する、運航のやり方について工夫を凝らす、さまざまな対策を通じて騒音といふものを少なくする、発生源をまず解消していくということが緊要だということはわかります。

ところで、最近、先ほどもお話をありました、これはボーリング70ですか、非常に低騒音の飛行機が導入されてきた。先ほどの話と関連をいたしまして、大坂空港の二百回の発着枠が決められたのが昭和五十年、もう十年たつておるわけですが、この十年の間にこういう低騒音の飛行機がかなり導入をされてきている、こういうことになると思うわけでございます。

そこで、騒音という面からいきますと、単に便数二百回といふものを上限とするのではなくむしろ騒音の総量というもので便数を考え、こういうのが私は合理的ではないかというように思つてゐるわけですが、この五十年の発着枠の規制、上限設定については、周辺十一市との協議あるいは騒音訴訟団との協議といふものでそれが決められたと思いますが、時代の進歩に伴つてそういう十年前の協定といふものに固執するのではなくし、新しい観点から騒音の総量によつて発着便数を考えるということで、新たにそういう観点に立つて十一市との話し合いといふのをこれからやつていくべきではないかと私は思つてますが、この点についてのお考へをお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 今お話をのように、航空機の低騒音化といふのは非常に進んでおります。そこで、五十年の調停の中でもう二百回の制

限枠というのを設けているわけですが、その当時に比べますと、確かに騒音の量と申しますか、これを具体的に騒音センターの広がり等で見てみますと、格段の改善がされているということでござります。したがつて、騒音の量を基準にして、それを一定にして便数を逆にふやせるならふやすと、いうのは、空港の利用、航空交通の利用という点からは非常に皆様の要望に沿うゆえんだというふうにも思うわけでございますが、しかし一方また、私ども、調停の条項もございますし、地元の十一市協からもなおこの二百回の枠というものを守るように強く求められているわけでございます。そういう点では、今先生のお話のよくな考へ方というの是非常に合理性があるとは思うわけですが、それでも、なお従来のように発着枠を守つていくということをやはり基本としている方が、現状の騒音の状況から考えてひとつ新しい考え方を導入したらどうだということについて、地元の関係者がそのようにお考へになり、十一市協もまたそういう方向でお考へになるということであれば、これは運輸省としても一緒になつて考へいくということになろうかと思うんですが、騒音が非常に減つてきたということについて今後地元がどう評価されていくかということに問題はかかるでいるというふうに考えます。

○伊藤部男君 関西新空港ができるまでまだ六年かかるわけですから、その間にまた需要もどんどんふえていくことを考えますと、関西の新空港ができれば問題点はすべて解決するわけですねけれども、そういうのがまだ六、七年続くとすれば、私は、できるだけ周辺十一市との話し合いを新たな観点から順次行つていてください、私が提起したような問題もその中に入れていたただきたい、こういうことを要望だけしておきます。

○政府委員(西村康雄君) 今お話をのように、航空機の低騒音化といふのは非常に進んでおります。十二日の夜八時から九時間の間にかけて、御承知のように成田そして羽田においてゲリラの襲撃事件がありました。今度の場合は火炎弾という新兵器を使つたということが一つと、しかもこの新兵器は千メートル届くというのですから、相当の威力を持った襲撃事件であったわけであります。このゲリラ事件の概要をまず最初に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(西村康雄君) 四月十二日に成田と羽田の方は四月十二日の二十時十二分ごろ、空港西側の第一受信所付近のフェンスの外側地點から滑走路に向けて火炎弾が十発発射されておりました。この結果、被害いたしましては、旧工事局の庁舎の駐車場で車両が一両炎上いたしました。また、フェンスの一部が破損しております。航空機の運航に及ぼした影響といつましても、滑走路、誘導路に火炎弾の影響があつたかどうかといふことを調査するために、二十時三十六分から二十二時二分まで一時間二十六分滑走路を閉鎖いたしました。この閉鎖によりまして航空機が運延いたしまして、到着便で四便、これは最高二時間八分のおくれが出ております。それから出発便で二十四便、最高二時間四十分のおくれが出ております。そして出発便のうち一便は翌日の出発に延期されております。

それから、羽田空港の方でございますが、これも同じ日の二十時十八分ごろ、東京国際空港西側の橋荷橋の上の小型貨物自動車から火炎弾の五発がターミナルの方向に発射されております。火炎弾の落とした場所は、貨物ビル前のターミナルビル前、第一駐車場の角、東京空港郵便局の最上部の階、それから三愛石油の屋上と、いう四ヵ所でございまして、被害いたしましたと、貨物ビルの前に駐車しておりましたワゴン車が大破した、それからバスが前輪タイヤが破損した、それから郵便局の窓ガラス、それから三愛石油ビルのエアコンが破損したということです。

それから次に、これは問題が違いますが、四月せんし、航空機の運航にも特に支障はございませんでした。

○伊藤部男君 人身の被害もなくよかつたと思ひます。

○政府委員(西村康雄君) 今お話しのよくな考へ方に対する危険あるいはその他の一般の人々に

ますので、私どもの事件の発生した直後に、航空関係の全機関に対しまして、直ちに地元警察と協議して警備体制を強化するということをまず全國に指示いたしました。次いで成田、羽田、千歳、名古屋、伊丹、福岡、那覇の各飛行場の空港長と、それから東京航空交通管制部の部長を本省に招集いたしまして、まず空港が襲撃された場合の旅客の避難誘導体制というものをどうするか。今まででは通常の火災その他の事故に対処していたわけですが、外からの攻撃という新たな体制をもう一度再検討してみるということと、それから、成田のときに滑走路を閉鎖したわけですが、実際に滑走路を閉鎖し、再開をする、あるいは空港の出入を制限する、これは非常に旅客あるいは航空交通に対する影響が大きいのですから、必要な限りで最低限の時間でやりたい。非常に安全と能率とのバランスの問題がありますので、それをどういふうに運用をやっていくか、閉鎖時間が長くなりますといろんな意味での混乱が起きますので、そこを要領を皆さんで協議してもらいたいということをございます。

それからもう一つは、管制塔等が、あるいは通信施設と、いうものが攻撃によって機能を失うとい

うような事態も想像できることでございまして、そういうのはかり知れないものがござります。そういった場合に航空交通の安全に及ぼす影響と、これを我々考えてもらつて、そういう意味でのバ

ックアップシステムというものを考え、具体的な十四年に成田市消防当局との間に覚書を結びまして、その後一度改定をいたしましたけれども、ともかくそういう手はずを決めておきました。救急業務が滞りなく確実に行われるようになることがあります。したがいまして、お医者さんさえ来ていただきますと、ある程度のところまでは私どもの業務が滞りなく確実に行われるようになります。しかし、これがいつまでも続くわけではありません。そこで、実際に各空港管制部では、こういった検討に基づきまして、地元の警察なりターミナル会社なりあるいはエアライン等と連絡しながら、実際に必要な施設の防護なり警備体制の強化ということをいろいろと研究し、また実施を進めつてございます。

今後私ども、ゲリラ事件の発生の防止に向けて関係当局とも十分連絡しながら万全を期していくたいというように考えております。

○伊藤都男君 これはぜひやっていたい

し、積極的な御努力をお願いしたいんです。

そこで、成田の場合は、空港内の人の往来は現在三万人と言われているわけですね。そうして空港に勤いている関連する人々、これが昼夜にわたって対応すると五万人が常時成田の空港の中にはいる。言うならば中規模の一つの市がそこに存在しているようなものなんですが、大変な数だと思う

んです。そこで、そういうような五万人の人が毎日往来をしている、かなり狭い範囲にそれだけの人間がいるということですから相当なものですね。密度は、密度はそういうことなんですが、やはりの襲撃事件以外のことでもそうですが、もし想定するところと背筋が寒くなるんですが、空港内の救急体制というのは一体どういうよう整つているのだろうか、こういうことが一つは心配なんですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(松本操君) お答え申上げます。

成田空港におきますいわゆる救急体制でございま

す。されども、御案内のように、救急業務そのものにつきましては、消防法等の決まりによりま

す。そこで、私どもといたしましては、去る昭和五

年、六十年の二年度にわたりましていろいろと運輸省の方の御指導も受けながら、約一千万円以上の金を投入いたしまして、ICAOの基準に適合する以上のレベルで救急医療器具といったようなものの整備をしてまいつておるわけでございま

す。したがいまして、お医者さんさえ来ていただきますと、ある程度のところまでは私どもの持つております医療器具等を利用していただくと、ふうな体制はどうやら整えられつつあるというこ

とではございますが、今先生おっしゃいますよう、まさに一小都市の様相を呈しておるものも事実でございますが、大変難しい問題ではございますけれども、さらに関係自治体なり、あるいは自治

体を通じて医療機関なりといふうなところとよく御相談させていただきながら、御指導も得てしていきたいと思つておるわけでございます。

○伊藤都男君 今御説明がありましたが、成田の場合は三里塚分署、これが昼夜にわたって対応しているわけですが、成田は極めて閉鎖的な空港といふ特殊事情にあるわけですね。私は、今も御説明がありましたら、消防隊が三里塚分署からターミナルまで来るまでに八、九分くらいだといふ体制が整つたと言われますが、いざというとき一番重要なのは初動態勢なんですね。私は八、九分というものは相當長い時間だと思うんです。だからターミナルまで二、三分で行けるわけです。成田の場合はそうじゃなくて、三里塚分署から八、九分、私は九分か十分かかるような気もするんですが、十分もかかって到着をするという、これは救急体制としては非常におくれている、私はそこに重大な問題点が一つ潜んでおると思うんですよ。この点はお考えをいただき、後で提案もしたいと思うんです。

もう一つ、空港内にクリニックは確かにあります。しかし、これもいざというときには私は全くと言っていいほど対応能力がない、こういうように思っているんです。今のクリニックの開業時間は九時半から十一時半ですよ、それと午後は十四時から十六時半、日曜、祭日はお休み、看護婦はいるけれども、常時医者はいない、こういうことです。一日の人の往来は夕方が多いんですね。夕方の多いときにもうクリニックは閉鎖しない。一週間でいえば日曜とか祭日が一番多くなります。そういうときにはクリニックはもう閉鎖して、ないんですよ。さつきのゲリラ事件であります。いろいろな外国人も来られますし、通常の病気はもちろんいろいろの対応をして診ていた

だいておるわけであります、極めて救急体制が悪い、それを何とか解決をするため、一步でも前進するためにもっと努力をしていただきたい、こう思つておりますが、もう少し体制を整えるための何か具体的なお考えはないのかどうか、この点お伺いをしておきますが、いかがでしょう。

○参考人(松本保君) まず、現在の救急体制で、三里塚の分署から例えばターミナルビルに参りますのに少し時間が長いではないかという御指摘でございます。実は先ほど、その後一部改正いたしましたと申し上げましたのは、三の二ゲートと呼んでおりますけれども、三里塚に近いゲートを救急体制のときには開くことにいたします。そのために、実はかつて十数分という時間をしておりましたものを十分以内というあたりのところまで押し込んでまいったわけでございます。さらに、私どもの方の消防が誘導車を出しまして道案内をして、迅速に駆けつけるようにとすることもやつております。そういう点で一段と時間を短縮する、手際よくやるというふうなことは今後とも努力をしてまいりたい、こう思つております。

羽田の例がお話をございましたけれども、羽田の場合には、ああいう形でございますので、あれは空港の中か外か私よく承知しておりませんが、ともかく目の前におっしゃるようになんかある。そこで、成田の場合にもそんなような話が市議会あたりでちよっと出たという話は私も承つております。当面市の方の考え方についていろいろ私どもも相談をしたわけでございますけれども、さしあたつて今のところは現体制の活用ということでお対応していきたいというふうに市当局の方はお考えであるように承つております。しかし今後とも十分議論を詰めるようにしていきたいと思います。

それから、確かにクリニックは私企業のお医者さんでございます。平日の九時半から十七時までございまして、それ以降になりますと医者はいなくなりまして看護婦の二人勤務ということになります。土曜日とか日曜、祝祭日という時点では

看護婦しかいないというのは先生おっしゃる通りでございますが、外國の幾つかの有名空港について私ども調査などもいたしました。私どもと余り変わらないところもあるようでもござりますし、大変立派なところもあるようでございます。それでおのお国ぶりと申しましようか、医療体制のありよう等にもいろいろ絡み問題があるようでございまして、そういう点について私どももさらに、看護婦を常備させるという点については、実は私どもの方が通常のクリニックの範囲を超えた業務として委嘱をしておるわけでございますが、そういうふたよ的な点今後どのように改善の策を講ずるかというふうなことは、先ほどもちらりと申し上げましたが、主として県の方と思いますが、あるいは中央官庁とのいろいろ御相談などもしながらできる限りの努力はしていきたい、このように思います。

○伊藤郁男君 今お話がありましたが、成田の市議会でも、空港の中に消防分署を置くべしという積極的な提起も三月の議会で行われているわけですよ。だからこの点につきましては、空港、そしてそれを利用する乗客を守るという意味からいいましても、ぜひともこれらの点については前向きに積極的な話し合いをしていただきたい、私はだから空港内に消防分署を設けていただきたい、これが一つの提起でございます。

それから、空港の医療体制も、ここは成田の空港ですから非常に外國の人も来ますし、いろいろな病気をまた持ち込んでくる可能性も多いところでございますので、できればこういう医療体制についても、私は前にも提起したことがあります。が、航空医のようなものをつくって、常時そこに國から派遣された医者がいる、こういうような体制をつくつていただきたいと提起をしておるわけであります。が、こういうことはまだ当面いかないといだしましても、救急の場合を想定しながらそれに対応する医療体制というものの充実もひとつぜひ心がけていただきたいということを要望しておきます。

の集会等がござります場合には、県警の相当の幹部が現地成田に出現してこられまして一括した指揮をとつておいでございます。そういう点では私は安心して県警の方にお任せをしておるという感じでございます。

それから第二点としましては、それに対応する自主警備の問題がございます。これは私どもが、かた苦しく申し上げますと、建物管理というふうな立場からガードマンを雇つておるわけでございまして、出入りについていろいろ御不便をかけておりますゲートでの検問のようなものはこのガードマンにやらせている。これらにつきまして警備上の特段の指示等がござりますれば、これは警備当局の方から私どもの方へ指示が参り、それを受けてこれらのガードマン会社をさらに指揮するという形になつておりますので、そういう意味において、特段に現時点で混乱等は起つていないと存じております。

第二点といいたして考えられることは、何か非常災害が起つりましたときにそういうところが果たしてうまく機能するかどうかということであらうかと存じますけれども、通常の、まあ私どもあつては困るわけでございますが、仮に不幸にして航空機災害などが起つりました場合には、私どもは規程を持つておりますので、ただし必要によりて公団としての対策本部をつくります。そこが中心になりますて、例えば航空機の消防活動あるいは航空旅客の救助活動、あるいはターミナル内における秩序の維持でございます、そういうた當座の目的については、私どもがみずからと、及び配下のガードマンを使って対応する。しかし、いざれ火事に対して消防署も出動なさいましょうし、それから警備当局も当然部隊を出動させるというところになりますと、恐らく消防、警察両方での合同指揮所と申しますか、そんなようなものができるのだろうと思います。そうなりますと、私どもはその大きな指揮の下に入りまして、私どもの持つ分について定められたことに対応していくという形で運用していくというのが当面の考え方でござ

いまして、現に、年に何回かそういうシステムでの訓練もやっておりますので、当座の点では御心配のようなことはなくいけるのではないか、このようにすべきだ、こう思つております。

それから、極めて大きな災害のときは、これはもう先生御案内のように、災害対策基本法にい

る手続がございまして、成田の市長さんある

いは県知事さんがそれぞれ対策本部長になられ、我々はその配下に入る。こんなようなことになる

わけでございます。いずれにいたしましても、御指摘いただきました点は大変重要なことだと思つておりますので、私どもも従来の制度をさらにつき見直しながら、また具体的な対応がスムーズに的確にいけるように、そういう点は訓練を重ねていくというふうなことで、いやしくも混乱を生じて旅客、公衆に迷惑をかけないようにしてまいりたい、このように思つております。

○國務大臣(山下健夫君) 成田に参りますとき

に、検問でもつてトランクまであけられて一々厳重なチェックをされる。軍事的緊張のない我が国においてあのような姿で空港に入らなきやならぬかと思うと、むなしさを感じるのは私も同じでございます。

しかも、きょうの御議論、きょうの御質問等にいたしましても、千メートルも飛ぶロケット弾ができた、これをどうするか、もつと優秀なそういうものができたらどうするかという、こういう議論自体、私もやっぱり同じむなしさを感じるわけでございます。したがつて、そういうものも含めて、そういうものによって爆破されているるする対策よりも、それが起らない、そういう基本的な一つの根絶策といふものを考える時期が私は来ているように思うのでございますけれども、まあ御案内のとおり、私はいろいろ申し上げましたが、例えばあそこの一部の農民の人もまだ納得いかない。少なくともそういう方には早く納得していただくような努力を積み重ねて、そして少しずつそういうものの除去を図りながら立派な空港にしたい、治安の全きを得る空港にしたい、そ

のため今後とも努力してまいりたいと思います。

○山田耕三郎君 論議も尽くされたように思われます。質問の最後でもござりますので、重複を避け、おさらいの意味も含めて数点お尋ねをいたします。

提案の改正案は、さきに特殊法人として設立を見ました関西国際空港株式会社創設に伴います特殊法人の数字合わせとの批判もありますが、先刻来提案者の説明を承っておりますと、行政改革の推進に関する当面の実施方針に基づき、大阪、福岡両空港の周辺整備機構を統合をして、その業務を一元的に行う組織としてすることにより、事業実施の効率化を図り、あわせて、委託によって特定飛行場の周辺地域における緑地帯造成工事等を行なうことができるようになります。ところにその目的があるように思われますが、そのように理解をしておいて間違いはございませんか、お尋ねをいたします。

○政府委員(西村康雄君) ただいま先生御質問のような趣旨で私どもこのたびの法律案の提案をさせていただいたわけでございます。これから新しい空港周辺整備の展開ということに向けてまして、今回の改正後の法律に基づきまして空港周辺整備機構が発足できましたら、私ども力強い周辺対策にこれから尽くしていきたいというふうに考えております。

○山田耕三郎君 今日の空港周辺整備の事業の進捗の状況を私なりに調べてみると、重要事業の一つであります住宅防音工事は、昭和六十年度、すなわち本年度でおおむねその完成が見込まれる程度に進歩が見られておりことは、先ほどお尋ねのとおり、私がお尋ねのとおり、私はいろいろな角度から見て、現実に七〇という数字は一つの目標値であって、現実にござります。すなわち、「実際のところ、おいでになります。すなわち、「実際のところ、これがどうできるか」ということを、環境庁が四十八年にお決めになつたときも考えておやりになつた

だけ早期の達成を期待をしておることを明らかにしておいでになります。

これに対しまして、運輸省側は次のように答えておいでになります。すなわち、「実際のところ、七十という数字は一つの目標値であって、現実に達成できないとすれば、この面からやっぱり住民との間に要らざる緊張関係を招くことにもなりかねません。私は、ただいまの空港の保安体制等から考えておりまして、その地域の住民、その地域との間に極度の緊張関係をつくり出すことは要らざる勢力の介入を招くことになります原因でもあります。こういう面からして、達成が困難であればあるといつたとして、その面から住民説得をどのようにしていこうとなさつておられますのか。

まずその三点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(西村康雄君) おお話をございましたが、十年

おきますところの離着陸回数及び時間等に制限がありますが、これらの制限を超える問題の解決及び逆発進によりますところの騒音公害対策等、いうようなことが言外にはめかされておられます。

航空機騒音の環境基準を達成するには総合的対策ということについての難しさもある述懐をしておいでになりました。しかし、環境基準というものは、通常の場合には、住民側からすれば、政

府の環境基準の設定が緩いという批判を受けることが多いのでございます。航空機騒音の場合だけがそんなに厳しいようにも平均的には思われませんのでそれどころか、しかしお答えは非常に困難な

もわかりますとおり、それらを今読み返してみておれば、それは、今日までの審議の過程においては、「十年をこえる期間内に可及的速やかに」とあります。これは、昭和四十八年に環境庁より告示されました航空機騒音に係る環境基準がありまして、こ

とが多いでございます。航空機騒音の場合は、それが遅いようになりました。しかし、環境基準というものは、通常の場合には、住民側からすれば、政

府の環境基準の設定が緩いという批判を受けることがあります。それは、今日までの審議の過程においては、「十年をこえる期間内に可及的速やかに」とあります。これは、昭和四十八年に環境庁より告示されました航空機騒音に係る環境基準がありまして、こ

とが多いでございます。航空機騒音の場合は、それが遅いようになりました。しかし、環境基準というものは、通常の場合には、住民側からすれば、政

府の環境基準の設定が緩いという批判を受けることがあります。それは、今日までの審議の過程においては、「十年をこえる期間内に可及的速やかに」とあります。これは、昭和四十八年に環境庁より告示されました航空機騒音に係る環境基準がありまして、こ

とが多いでございます。航空機騒音の場合は、それが遅いようになりました。しかし、環境基準というものは、通常の場合には、住民側からすれば、政

府の環境基準の設定が緩いという批判を受けることがあります。それは、今日までの審議の過程においては、「十年をこえる期間内に可及的速やかに」とあります。これは、昭和四十八年に環境庁より告示されました航空機騒音に係る環境基準がありまして、こ

とが多いでございます。航空機騒音の場合は、それが遅いになりました。しかし、環境基準というものは、通常の場合には、住民側からすれば、政

以内の中間目標につきましては、機材の低騒音化あるいは住宅の防音工事ということで六十年度中にはこれは達成されるという見込みでございます。

ところで、これから先、屋外で住宅地域におきましては七十WECPNLという目標でございま

すが、この環境基準を達成するということは、こ

れまでの十年間の騒音の低下量を大幅に上回る騒音の低下ということが必要でございます。正直申しまして、現在の低騒音機というのは、先ほど申し上げましたように、例えば八十のWECPNLのセンターでもDC8に対しましてボーリング70は約7%と申し上げましたが、そういうセンターの面積の狭小化をやっておりますが、そのような飛行機にどんどん置きかえましてもこれからの大

幅な騒音の減というのは期待は困難でございます。

現在の技術の状況ではそういうものが非常に難しい。また運航方法もこれからさらに改善に努めしておりますが、その場合でも、今申し上げましたような環境基準を達成するには十分な効果がないということで、今私どもWECPNL七十

という基準をいつ達成できるかということをここでは残念ながら申し上げることが困難でございます。

現在WECPNLの七十というようなことが可能な区域というのは、空港のはんどく区域そのものらしいところまで、そこは住宅がございませんから、そこまで騒音の値を下げていくといふことで、空港の離着陸する航空機をほとんどやめてしまうというようなことまでないとそのような飛行機が飛びましてもWECPNL七十、現在の低騒音機でもその水準にすぐ達してしまうといふくらい難しい基準でございます。

そういうことでござりますので、私どもこれらも技術革新の成果をどんどん取り入れるということ、それから周辺の緑地化対策ということをどんどん進めて現実には周辺の環境をよくするということで、この環境庁の決められました環境基

准そのものにはなお遠いのでございますが、できるだけ環境の改善をするということで地元の皆様のお気持ちにこたえていくということに全力を挙げてやっていくということ以外はどうもないといふことで、ただその方法だけでやっていかせていただきたいたいということをお願いしたいと思つております。

○山田耕三郎君 次は、大阪空港おきますところの周辺住民の皆さんとの間に合意がされまして、騒音公害を少しでも緩和していくという意味から、航空機の発着回数及び航空機の空港使用時間、これらに制限が加えられております。先ほど答弁を承っておりますと、発着回数につきましては、私の理解の仕方と運輸省当局の考え方とに若干の相違があるようでございます。

それはそれとして、既に公表されておりますとおり、すなわち、ジェット機の発着については一日に二百回を超えないこと、時間につきましては午後の九時から翌朝の七時までは使用をしないこと、こういう取り決めがございます。そしてそのように私たちにも空港へ参りますと説明がなされますが、しかし現実には、回数がありましたりその使用の時間というのは制限をはるかに超えているようあります。この問題は、特に発着の時間等につきましては航空会社と空港の管理者と周辺の住民という三者三様に立場と利害関係が違います。それからまた九時以降の問題でございますが、私ども九時以降のダイヤを組むということはこれまでやつてきておりませんし、今後ともやつてしまはざいません。ただ、現実に九時以降に飛行するという事態が不可抗力等で出てくるわけでございますが、これも最近は減ってきておりま

す。すればそれぞれのケースには極めでもつともな理由もあります。そういうこと等から回数がふえ時間が伸びておりますということになつておるのでないか。

あるいはそれらの必然性も理解できないではありません。けれども、やっぱり約束事は約束事として守つていかなければ意味がありませんし、

そのため、ただその方法だけでやっていかせてい

うことだと思ひます。だから、ひよつとすれば最近そういう制限超過に対する対応が、現実を重視される余りいささか安易になり過ぎておるのではないかと思つたりいたします。もしそうであるとすれば、それはやっぱり厳しく戒められなければなりません。何よりも住民との間における信頼関係を壊すことになりかねません。

ねません。そういう意味からすればやはり心すべきことだと思います。だから、ひよつとすれば最も重要なのは、周辺整備の事業の用地と

それがそのまま残つております。再開発の用地でありますとか、さらには周辺整備の事業の用地と

してこれらは活用をされていくことになるわけですが、これが現状のまま放置されます

ことはその地域社会においては社会問題になります。

○山田耕三郎君 もう一つの問題は、飛行場周辺における移転補償によって買い入れられました跡地がそのまま残つております。

飛行場の運営に当たつていかたいというように考えております。

○政府委員(西村康雄君) 今お話をございました、まず発着枠の問題でございますが、一日平均二百回という発着枠を厳守するということは、先ほども御質問がありましたときに申し上げました

ように、既に超過のおそれがあることに對しましては、あらかじめ各航空会社に対しまして、計画的に便数調整をして絶対に二百便を守るというこ

とで強い指導をしておりますし、私どももそういうダイヤをきちっと組んでいくということです。

それからまた九時以降の問題でございますが、

私ども九時以降のダイヤを組むということはこれ

までもやつてきておりませんし、今後ともやつ

てしまはざいません。ただ、現実に九時以降に飛行するという事態が不可抗力等で出てくるわけでございますが、これも最近は減ってきておりま

す。それでそれぞれのケースには極めでもつともな理由もあります。そういうこと等から回数が

ふえ時間が伸びておりますということになつてお

るのでないか。

あるいはそれらの必然性も理解できないであ

ります。それらの調整をしておかなければ意味がありませんし、

変難しい問題でありますし、特に時間を延長して

空港を利用すること等については、原因を究明を

すればそれぞれのケースには極めでもつともな理由もあります。そういうこと等から回数が

ふえ時間が伸びておりますということになつてお

るのでないか。

あるいはそれらの必然性も理解できないであ

ります。それらの調整をしておかなければ意味が

ありません。けれども、やっぱり約束事は約束事として守つていかなければ意味がありませんし、

そのため、ただその方法だけでやっていかせてい

うことだと思ひます。だから、ひよつとすれば

最も重要なのは、周辺整備の事業の用地と

していくべきだという声もございます。私どもはこれらのいろんな方面からの声に耳を傾けながら、関係の地方公共団体と十分協議してこれから飛行場の運営に当たつていかたいというように考えております。

○山田耕三郎君 もう一つの問題は、飛行場周辺における移転補償によって買い入れられました跡地がそのまま残つております。

飛行場の運営に当たつていかたいというように考えております。

○政府委員(西村康雄君) 今おつしいました、

空港の周辺ではいろいろな移転跡地等が虫食い状

しておられます。だから、ひよつとすれば最も重要なのは、周辺整備の事業の用地と

しておられます。だから、ひよつとすれば最も重要なのは、周辺整備の事業の用地と

しておられます。

○政府委員(西村康雄君) 今おつしいました、

ります。

このため、政府といたしましても、これらの状況、先般の臨時行政調査会の答申等を踏まえ、今回、国際観光振興会法の改正を行い、役員の任命方法及び任期を変更し、日本人海外観光旅客に対する業務について国民への行政サービスの低下を来すことのないよう配慮しつつ整理合理化する等の措置を講ずることとするものであります。

以上がこのたびこの法律案を提案することとなりました趣旨であります。これにより、国際観光振興会の効率化、活性化が図られ、もって国際観光の振興に資することとなると信ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、副会長及び理事の任命及び解任についてであります。現在は、運輸大臣がこれらを任命及び解任することとされておりますが、これを運輸大臣の認可を受けて、会長が任命及び解任することといったしております。

第二に、理事の任期を現在の三年から二年に変更することとしたしております。

第三に、日本人海外観光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化することいたしております。

第四に、運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならぬこととする

ことといたしております。

第五に、日本人海外観光旅客に対する業務を整理合理化することに伴い、目的条項に所要の改正を加えることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

る請願(第六二七三号)

一、安全輸送確保に関する請願(第六二七九号)

(第六二八八号)(第六三二九号)(第六三三〇号)(第六三三一号)(第六三四五号)(第六三四六号)

一、不法な車検代行行為の抑制に関する請願

(第六三五九号)(第六三六〇号)(第六三六一

号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一一二号)

一、安全輸送確保に関する請願(第六一〇三号)

(第六一〇四号)(第六一〇五号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一四三号)(第六一四四

号)(第六一四五号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一四二号)

(第六一四三号)(第六一四四号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一四五号)

(第六一四六号)(第六一四七号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一四七号)

(第六一四八号)(第六一四九号)

一、車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請願(第六一四九号)

(第六一四九号)

請願者 秋田市飯島水尻三九五ノ五 古畠

廣嗣 外百二十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六〇六〇号 昭和六十年五月十日受理

安全輸送確保に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町東野崎三九ノ

六号

八 佐藤常三 外三百五十八名

紹介議員 本間 昭次君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六〇六二号 昭和六十年五月十日受理

ユーチー車検代行行為是正に関する請願(三通)

請願者 静岡市国吉田享一坪六三一ノ六四

号

岩崎自動車整備商工組合内

第六〇六二号 昭和六十年五月十日受理

安全輸送確保に関する請願

紹介議員 山田 譲君

第六一九三号 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 大阪府吹田市長野東一五ノ六 植	第六一九四号 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都日野市東平山一ノ七ノ九平 山住毛九二一 武田貞雄 外九十一名	第六二二〇号 昭和六十年五月十三日受理 この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。 紹介議員 野田 哲君	第六二二一號 昭和六十年五月十三日受理 運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願 請願者 群馬県草加市高砂二ノ八ノ一七 吉田弘道
第六二二〇七号 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 横浜市港南区野庭町六五八 鈴木 満 外百九名	第六二二〇八号 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 横浜市戸塚区平戸一ノ二 佐藤尚 己 外三十九名	第六二二〇九号 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 埼玉県本庄市小島南三ノ七ノ三六 紅林良一 外五十九名	第六二二〇一號 昭和六十年五月十三日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 新潟県柏崎市北園町五ノ一二ノ二 ○二 行田豊通 外四十六名
第六二二一號 昭和六十年五月十三日受理 この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。 紹介議員 志苦 裕君	第六二二一號 昭和六十年五月十三日受理 この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。 紹介議員 安恒 良一君	第六二二一號 昭和六十年五月十三日受理 この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。 紹介議員 下信夫 外三百九名	第六二二一號 昭和六十年五月十三日受理 この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。 紹介議員 矢田部 理君
第六二二二號 昭和六十年五月十四日受理 運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願 請願者 長崎県諫早市金谷町一〇ノ一 溝江孝延 外五十名	第六二二二號 昭和六十年五月十四日受理 運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願 請願者 長崎県諫早市金谷町一〇ノ一 小山 一平君	第六二二二號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎県諫早市金谷町一〇ノ一 福島義鉄 外六十五名	第六二二二號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎県諫早市金谷町一〇ノ一 柏谷 照美君
第六二二三號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都中野区松が丘二ノ五ノ一七 森田公一 外七十九名	第六二二三號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都中野区松が丘二ノ五ノ一七 佐藤 宏一君	第六二二三號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 大阪市東淀川区淡路一ノ二六ノ二 鈴木 和美君	第六二二三號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 岩手県盛岡市本宮宮沢五七ノ三 小笠原実一 外二百十四名
第六二二四號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都大田区下鶴間一、七八四 高下充男 外百五十四名	第六二二四號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 神奈川県大和市下鶴間一、七八四 対馬 孝且君	第六二二四號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 神奈川県大和市下鶴間一、七八四 二郎	第六二二四號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 福島県浜川市七二八ノ一 神保俊 八巻留司 外百二十名
第六二二五號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都大田区東矢口二ノ四ノ一 二〇八 高橋邦彦 外三百八十一 名	第六二二五號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 東京都大田区東矢口二ノ四ノ一 二〇八 高橋邦彦 外三百八十一 名	第六二二五號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 福島県浜川市七二八ノ一 神保俊 八巻留司 外百二十名	第六二二五號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 福島県浜川市七二八ノ一 神保俊 山本 富雄君
第六二二六號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 新潟県柏崎市北園町五ノ一二ノ二 四百四十九名	第六二二六號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 新潟県柏崎市北園町五ノ一二ノ二 四百四十九名	第六二二六號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 新潟県柏崎市北園町五ノ一二ノ二 四百四十九名	第六二二六號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 新潟県柏崎市北園町五ノ一二ノ二 四百四十九名
第六二二七號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎市西北町七〇 町田恭治 外 目黒今朝次郎君	第六二二七號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎市西北町七〇 町田恭治 外 目黒今朝次郎君	第六二二七號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎市西北町七〇 町田恭治 外 目黒今朝次郎君	第六二二七號 昭和六十年五月十四日受理 安全輸送確保に関する請願 請願者 長崎市西北町七〇 町田恭治 外 目黒今朝次郎君

第六三二九号 昭和六十年五月十五日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 秋田市浜田宮田沢二七〇一 小野寺俊幸 外二百五十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三三〇号 昭和六十年五月十五日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村穴口二九五〇 八 小野金吾 外百九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三三一号 昭和六十年五月十五日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村穴口二九五〇 八 小野金吾 外百九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三三二号 昭和六十年五月十五日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村穴口二九五〇 八 小野金吾 外百九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三三三号 昭和六十年五月十五日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村穴口二九五〇 八 小野金吾 外百九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三五九号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(三通)

請願者 北海道函館市西桔梗町五五五〇三

六社団法人函館地方自動車整備振興会会長 山内陽平 外二名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第六三六〇号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(三通)

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六三六一号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 石川県金沢市入江三ノ一六〇社団法人石川県自動車整備振興会会長 新谷喜義

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六三六二号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六三号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六四号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六五号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六六号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六七号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六八号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三六九号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三七〇号 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六三七一號 昭和六十年五月十五日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第六五一四号 昭和六十年五月十六日受理
素人の車検代行業の抑制に関する請願(二通)

請願者 神戸市長田区海運町五ノ一ノ二九 森安栄二 外二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第四八五六号と同じである。

第六五一五号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(二通)

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六五一六号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(三通)

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六五一七号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六五一八号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六五一九号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 札幌市東区北二十四条東一ノ三〇 四札振自働車事業協同組合理事長 工藤万砂美君

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

第六四二八号 昭和六十年五月十六日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請

請願者 大阪府東大阪市上四条町二〇〇三 六 湯川芳輝

紹介議員 中村 錠一君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第六四二九号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(二通)

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六四三〇号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願(二通)

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六四三一号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六四三二号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六四三三号 昭和六十年五月十六日受理
不法な車検代行行為の抑制に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ一ノ二一 松本錦一 外二百八十七名

紹介議員 長相茶正一 外二名

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第六四三四号 昭和六十年五月十六日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請

請願者 群馬県前橋市上泉町三九七〇一社 団法人群馬県自動車整備振興会会長 田久司

紹介議員 長齋藤武二

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六四三五号 昭和六十年五月十六日受理
車いす重度身体障害者の運輸行政改善に関する請

請願者 群馬県前橋市上泉町三九七〇一社 団法人群馬県自動車整備振興会会長 田久司

紹介議員 長齋藤武二

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六一七六号と同じである。

第六五三三号 昭和六十年五月十六日受理
安全輸送確保に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条東一四ノ一七
田中輝光 外四百二十五名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三七一二号と同じである。

昭和六十年六月十一日印刷

昭和六十年六月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局